

# 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
	給水装置工事設計・施工要領	給水装置工事設計・施工要領	
	平成28年4月改訂版	令和6年4月改訂版	年度修正
	小樽市水道局	小樽市水道局	

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
	目 次	目 次	頁の修正
	第 1 章 総 則	第 1 章 総 則	
1.1	目 的	1.1 目 的	1
1.2	用語の定義	1.2 用語の定義	1
1.3	給水装置の種類	1.3 給水装置の種類	2
1.4	給水装置工事の種類	1.4 給水装置工事の種類	2
1.5	給水装置工事費の負担	1.5 給水装置工事費の負担	4
1.6	給水装置の管理	1.6 給水装置の管理	4
1.7	給水方式	1.7 給水方式	4
1.7.1	直結直圧式給水	1.7.1 直結直圧式給水	4
1.7.2	直結加圧式給水	1.7.2 直結加圧式給水	5
1.7.3	受水槽式給水	1.7.3 受水槽式給水	6
1.7.4	併用式給水	1.7.4 併用式給水	9
1.7.5	受水槽式給水から直結式給水への変更	1.7.5 受水槽式給水から直結式給水への変更	10
	第 2 章 指定事業者	第 2 章 指定事業者	
2.1	指定事業者制度	2.1 指定事業者制度	11
2.2	事業の運営の基準	2.2 事業の運営の基準	11
2.3	指定の申請	2.3 指定の申請	12
2.4	指定の基準	2.4 指定の基準	12
2.5	変更の届出	2.5 変更の届出	13
2.6	主任技術者の選任	2.6 主任技術者の選任	13
2.7	主任技術者の立会い	2.7 主任技術者の立会い	13
2.8	報告又は資料の提出	2.8 報告又は資料の提出	13
2.9	指定の取消し	2.9 指定の取消し	14
2.10	主任技術者	2.10 主任技術者	14

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
	第 3 章 給水装置工事の申込み	第 3 章 給水装置工事の申込み	頁、文言の修正
3.1	給水装置工事の流れ 16	3.1 給水装置工事の流れ 16	
3.2	給水装置工事の申込み 17	3.2 給水装置工事の申込み 17	
3.3	工事費・加入金・設計審査及び検査手数料 18	3.3 工事費・加入金・設計審査及び検査手数料 18	
3.4	道路占用許可申請 19	3.4 道路占用許可申請 19	
3.5	工事着手 20	3.5 工事着手 20	
3.6	設計変更等の届出 20	3.6 設計変更等の届出 21	
3.7	指定事業者が行う竣功検査 21	3.7 指定事業者が行う竣功検査 21	
3.8	検査の申込み及び検査 22	3.8 検査の申込み及び検査 23	
	第 4 章 給水装置の設計	第 4 章 給水装置の設計	
4.1	設 計 23	4.1 設 計 24	
4.2	調 査 23	4.2 調 査 24	
4.3	閲 覧 26	4.3 閲 覧 27	
4.4	構 造 26	4.4 給水装置の構造及び材質の基準 27	
4.5	給水管及び用具の指定 28	4.5 給水管及び用具の指定 29	
4.6	給水装置工事材料の性能基準適合の表示 31	4.6 給水装置工事材料の性能基準適合の表示 32	
4.6.1	給水装置工事材料の性能基準適合の表示 31	4.6.1 給水装置工事材料の性能基準適合の表示 32	
4.6.2	日本水道協会品質保証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク 31	4.6.2 日本水道協会品質保証センター（第三者認証機関）の品質認証マーク 32	
4.6.3	第三者認証機関共通認証マーク 32	4.6.3 第三者認証機関共通認証マーク 33	
4.7	分 岐 33	4.7 分 岐 34	
4.8	止水栓の設置 34	4.8 止水栓の設置 35	
4.9	水道メーター 36	4.9 水道メーター 37	
4.9.1	メーターの設置基準 36	4.9.1 メーターの設置基準 37	
4.9.2	メーターの設置場所 36	4.9.2 メーターの設置場所 37	
4.9.3	メーター箱とメーター止水栓等の設置 37	4.9.3 メーター箱とメーター止水栓等の設置 38	
4.9.4	メーターの口径選定 39	4.9.4 メーターの口径選定 40	

## 新旧対照表

頁	現 行		改 訂	摘 要	
	4.9.5 使用メーター	41	4.9.5 使用メーター	42	頁、文言の修正
4.10	埋設管	42	4.10 埋設管	43	
4.11	水抜装置	43	4.11 水抜装置	44	
4.12	屋内配管	44	4.12 屋内配管	45	
4.13	防寒・防露	49	4.13 防寒・防露	50	
4.14	逆流防止措置	49	4.14 逆流防止の措置	50	
4.15	私設消火栓	52	4.15 私設消火栓	53	
4.16	消火栓の種類	52	4.16 消火栓の種類	53	
4.17	消火栓への給水方式	53	4.17 消火栓への給水方式	54	
4.18	計画使用水量	56	4.18 計画使用水量	57	
4.18.1	用語の定義	56	4.18.1 用語の定義	57	
4.18.2	計画使用水量の決定	56	4.18.2 計画使用水量の決定	57	
4.19	給水管の口径決定	62	4.19 給水管の口径決定	63	
4.19.1	基本事項	62	4.19.1 基本事項	63	
4.19.2	損失水頭	64	4.19.2 損失水頭	65	
4.19.3	給水管の管径均等数	70	4.19.3 給水管の管径均等数	71	
4.19.4	水理計算書等の提出範囲	71	4.19.4 水理計算書等の提出範囲	72	
4.19.5	水理計算例	72	4.19.5 水理計算例	73	
4.20	図面の作成	75	4.20 図面の作成	76	
	第 5 章 給水装置の施工		第 5 章 給水装置の施工		
5.1	基本事項	82	5.1 基本事項	83	
5.2	掘 削	83	5.2 掘 削	84	
5.3	埋戻し	84	5.3 埋戻し	85	
5.4	路面復旧	85	5.4 路面復旧	86	
5.5	工事写真	85	5.5 工事写真	86	
5.6	分岐方法及び撤去方法	91	5.6 分岐方法及び撤去方法	92	

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要	
5.7	工事現場の管理 95	5.7 工事現場の管理 97	頁の修正	
5.8	給水管の埋設と防護措置 96	5.8 給水管の埋設と防護措置 98		
5.9	給水用具及び管類の設置 97	5.9 給水用具及び管類の設置 99		
5.10	メーター・メーター止水栓等及びメーター箱の設置 97	5.10 メーター・メーター止水栓等及びメーター箱の設置 99		
5.11	隔測メーターの設置 98	5.11 隔測メーターの設置 100		
5.12	水抜用具及び電動装置の設置 100	5.12 水抜用具及び電動装置の設置 102		
5.13	消火栓の設置 101	5.13 消火栓の設置 103		
5.14	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置 102	5.14 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置 104		
	様式-1 水道直結式スプリンクラー設備事前協議申請書 104	様式-1 水道直結式スプリンクラー設備事前協議申請書 106		
	様式-2 水道直結式スプリンクラー設備事前協議回答書 105	様式-2 水道直結式スプリンクラー設備事前協議回答書 107		
	様式-3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る承諾書 106	様式-3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る承諾書 108		
第 6 章 給水管の接合		第 6 章 給水管の接合		
6.1	給水管の接合 107	6.1 給水管の接合 109		
6.2	異なる給水管の接続方法 109	6.2 異なる給水管の接続方法 111		
第 7 章 中高層建物直結給水		第 7 章 中高層建物直結給水		
7.1	目 的 111	7.1 目 的 113		
7.2	定 義 111	7.2 定 義 113		
7.3	直結給水設計基準 111	7.3 直結給水設計基準 113		
7.4	設計の基本条件 113	7.4 設計の基本条件 115		
7.5	中高層建物の給水装置 116	7.5 中高層建物の給水装置 118		
7.6	逆流防止措置 119	7.6 逆流防止措置 121		
7.7	水道メーター 119	7.7 水道メーター 121		
7.8	既設建物の直結給水の変更 120	7.8 既設建物の直結給水の変更 122		
7.9	直結加圧装置設置基準 121	7.9 直結加圧装置設置基準 123		
7.9.1	直結加圧装置 121	7.9.1 直結加圧装置 123		

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要	
7.9.2	直結加圧装置の完成試験 123	7.9.2 直結加圧装置の完成試験 125	頁の修正	
7.9.3	直結加圧装置の維持管理 125	7.9.3 直結加圧装置の維持管理 127		
7.9.4	直結加圧装置の猶予 125	7.9.4 直結加圧装置の猶予 127		
様式-4	直結直圧給水事前協議申請書 128	様式-4 直結直圧給水事前協議申請書 130		
様式-5	直結直圧給水事前協議回答書 129	様式-5 直結直圧給水事前協議回答書 131		
様式-6	直結加圧給水事前協議申請書 130	様式-6 直結加圧給水事前協議申請書 132		
様式-7	直結加圧給水事前協議回答書 131	様式-7 直結加圧給水事前協議回答書 133		
様式-8	直結加圧装置設置条件承諾書 132	様式-8 直結加圧装置設置条件承諾書 134		
様式-9	直結加圧装置設置猶予誓約書 133	様式-9 直結加圧装置設置猶予誓約書 135		
7.9.5	直結直圧及び加圧給水水理計算書例 134	7.9.5 直結直圧及び加圧給水水理計算書例 136		
7.9.6	直結加圧給水装置設置例・チェックリスト及び点検シート 139	7.9.6 直結加圧給水装置設置例・チェックリスト及び点検シート 141		
第 8 章 受水槽		第 8 章 受水槽		
8.1	受水槽の設置 143	8.1 受水槽の設置 145		
8.2	受水槽の構造 143	8.2 受水槽の構造 145		
8.3	貯水槽水道の管理 144	8.3 貯水槽水道の管理 146		

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行1 改訂1	<p>[解説]</p> <p>本給水装置工事設計・施工要領（以下「要領」という。）は、市が施設する配水管、又は給水管等の取付け口からメーターまでの材料、工法、寒冷地向きの条件等、その他工地上条件に関する指定事項、給水装置工事に係る図書の作成、手続きに関する事項、給水装置工事の計画から施工に必要な基準を図ることにより、給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。</p>	<p>[解説]</p> <p><b>本要領は</b>、市が施設する配水管、又は給水管等の取付け口からメーターまでの材料、工法、寒冷地向きの条件等、その他工地上条件に関する指定事項、給水装置工事に係る図書の作成、手続きに関する事項、給水装置工事の計画から施工に必要な基準を図ることにより、給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。</p>	文言修正
現行1 改訂1	<p>施行令 …… 法施行令（S32政令第336号）をいう。</p> <p>施行規則 …… 法施行規則（S32厚生省令第45号）をいう。</p>	<p>施行令 …… <b>水道法</b>施行令（S32政令第336号）をいう。</p> <p>施行規則 …… <b>水道法</b>施行規則（S32厚生省令第45号）をいう。</p>	文言修正
現行2 改訂2	<p>1.4 給水装置工事の種類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水装置工事の種類は次のとおりに区分する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新設工事 新規に給水装置を設置する工事をいう。</li> <li>2. 改造工事 既設給水装置の原形を変える工事をいう。</li> <li>3. 撤去工事 不要になった給水装置を配水管又は給水管の分岐から取り外す工事をいう。</li> <li>4. 修繕工事 既設の給水装置が破損した場合、これを修復する工事及び給水用具の取替え工事をいう。</li> </ol> </div>	<p>1.4 給水装置工事の種類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水装置工事の種類は次のとおりに区分する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新設工事 新規に給水装置を設置する工事をいう。</li> <li>2. 改造工事 既設給水装置の原形を変える工事をいう。</li> <li>3. 撤去工事 不要になった給水装置を配水管又は給水管の分岐から取り外す工事をいう。</li> <li>4. 修繕工事 既設の給水装置が破損した場合、これを修復する工事及び給水用具の取替え工事をいう。<b>ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更は除く。</b></li> </ol> </div>	文言追加

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行11 改訂11	2.2 事業の運営の基準（法第25条の8・法施行規則第36条）  指定事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、その基準は、次の各号に掲げるものとする。  1. 給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。 2. 分岐工事等を施行する場合は、技能を有する者を配置すること。 3. 分岐工事等については、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うように施行すること。 4. 研修の機会を確保するよう努めること。 5. 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと、並びに管等の切断、加工及び接合等に適さない機械器具を使用しないこと。 6. 指名した主任技術者に給水装置工事の記録を作成させ、作成の日から3年間保管する と。	2.2 事業の運営の基準（法第25条の8・ <b>施行規則</b> 第36条）  指定事業者は、 <b>国土交通省令</b> で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、 <b>適正な事業の運営に努めなければならない</b> 。その基準は、次の各号に掲げるものとする。  1. 給水装置工事ごとに主任技術者を指名すること。 2. 分岐工事等を施行する場合は、 <b>適切に作業を行うことができる</b> 技能を有する者を配置すること。 3. 分岐工事等については、水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に合うように施行すること。 4. <b>施工技術の向上のために</b> 、研修の機会を確保するよう努めること。 5. 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しないこと、 <b>また</b> 、管等の切断、加工、接合等 <b>に適さない機械器具を使用しないこと</b> 。 6. 指名した主任技術者に給水装置工事の記録を作成させ、作成の日から3年間 <b>保存すること</b> 。	文言追加及び修正
現行12 改訂12	(1) 施主の氏名又は名称 (2) 施行の場所 (3) 施行完了年月日 (4) 給水装置工事主任技術者の氏名	(1) 施主の氏名又は名称 (2) 施行の場所 (3) 施行完了年月日 (4) <b>主任技術者</b> の氏名	文言修正
	2.3 指定の申請（法第25条の2）	2.3 指定の申請（法第25条の2）	
	指定を受けようとする者は、厚生労働省で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2. 小樽市の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において船員されることとなる主任技術者の氏名 3. 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量 4. その他厚生労働省令で定める事項	指定を受けようとする者は、 <b>国土交通省令</b> で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2. 小樽市の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において <b>選任</b> されることとなる主任技術者の氏名 3. 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量 4. その他 <b>国土交通省令</b> で定める事項	文言修正



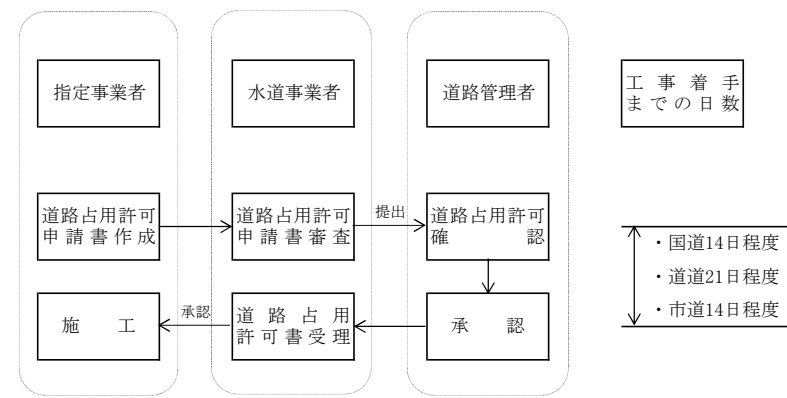
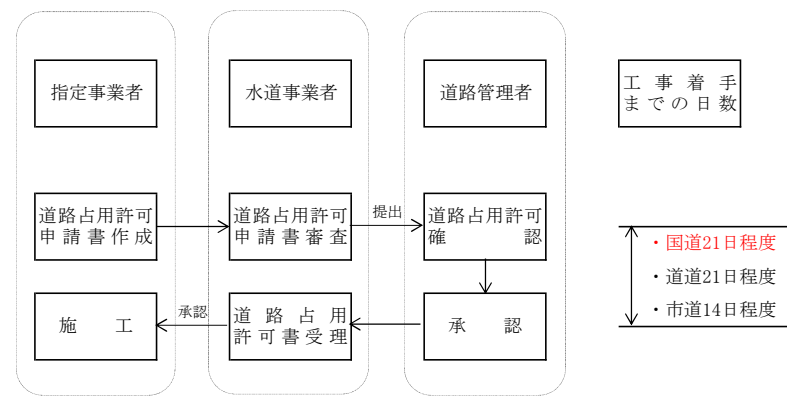
## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行12 改訂12,13	2.4 指定の基準（法第25条の3・法施行規則第20条）  2. 厚生労働省令で次に定める機械器具を有する者であること。 3. 次のいずれにも該当しない者であること。 （1） 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの （2） この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 （3） 第25条の1第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 （4） その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 （5） 法人であって、その役員のうち(1)から(4)までのいずれかに該当する者があるもの	2.4 指定の基準（法第25条の3・ <b>施行規則</b> 第20条）  2. <b>国土交通省令で定める次の</b> 機械器具を有する者であること。 3. 次のいずれにも該当しない者であること。 <b>(1) 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</b> <b>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</b> （3） この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 （4） <b>法第25条の1第1項</b> の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 （5） その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 <b>(6) 法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</b>	文言修正及び連番修正
現行13 改訂13	2.5 変更の届出（法第25条の7・法施行規則第34条）  指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を水道事業者 <sup>た</sup> に届け出なければならない。 厚生労働省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 法人にあっては、役員の氏名 （3） 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受ける免状の交付番号	2.5 変更の届出（法第25条の7・ <b>施行規則</b> 第34条）  指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他 <b>国土交通省令</b> で定める <b>次の</b> 事項に変更 <sup>た</sup> があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その水道 <sup>た</sup> 事業者の旨を事業者に届け出なければならない。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 法人にあっては、役員の氏名 （3） 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受け <b>た</b> 免状の交付番号	文言修正及び削除
現行14 改訂14	2.10 主任技術者（法第25条の4第3項）  主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理を行う者である。具体的な職務は次のとおり定めている。 1. 給水装置工事に関する技術上の管理 2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していること <sup>の</sup> 確認 4. 給水装置工事に係る水道事業者との連絡又は調整	2.10 主任技術者（法第25条の4第3項）  主任技術者は、 <b>次に掲げる職務を誠実に</b> 行わなければならない。  1. 給水装置工事に関する技術上の管理 2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令（ <b>施行令第6条</b> ）で定める基準に適合していること <sup>の</sup> 確認 4. 給水装置工事に係る水道事業者との連絡又は調整	文言修正  文言追加

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行17 改訂17	3.2 給水装置工事の申込み  (適用) ④ 次の場合は、水利計算書を添付すること。 ア 直結給水方式で3階建て以上に給水する場合。 イ アパート、マンション等の場合。 ウ 給水管の口径がφ2.5mm以上の場合。 エ その他管理者が必要と認めた場合。	3.2 給水装置工事の申込み  (適用) ④ 次の場合は、水利計算書を添付すること。 ア 受水槽式給水及び直結加圧方式による給水工事 イ 直結直圧方式で3階建て以上に給水する場合 ウ 水道直結式スプリンクラー設備を設置する給水工事 エ 共同管、又は将来共用予定のある管（開発行為に伴う給水本管等）でφ4.0mm以上の給水工事 オ 20戸以上（分岐予定を含む）で使用する共同管等の給水工事 カ メーターの口径決定上必要な場合 キ アパート、マンション等の場合 ク 給水管の口径がφ2.5mm以上の場合 ケ その他、管理者が必要と認めた場合	文言修正及び追加
現行18 改訂18	3.3 工事費・加入金・設計審査及び検査手数料  1. 工事費（条例第12条） 2. 加入金（条例第35条） 3. 設計審査及び検査手数料（条例第39条第2項）  [解説] 1. 工事費は、給水装置工事申込者の負担とする。 2. 加入金は、給水装置の新設及び改造工事（改造前のメーター口径との差額）の申込者は、下表の各号の区分に応じ、管理者が定める日までに納入しなければならない。	3.3 工事費・加入金・設計審査手数料及び検査手数料  1. 工事費（条例第12条） 2. 加入金（条例第35条） 3. 設計審査手数料及び検査手数料（条例第39条第2項）  [解説] 1. 工事費は、給水装置工事申込者の負担とする。 2. 加入金は、給水装置の新設及び改造工事（改造工事の場合の納入額は改造前のメーター口径との差額）の申込者は、下表の各号の区分に応じ、管理者が定める日までに納入しなければならない。	文言修正

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行20 改訂20	道路占用許可申請の流れ 	道路占用許可申請の流れ 	文言修正
	3.5 工事着手	3.5 工事着手	
	給水装置工事は、管理者の承認を得て、加入金及び設計審査、検査手数料を納入後に着手すること。	給水装置工事は、管理者の承認を得て、加入金、設計審査手数料及び検査手数料を納入後に着手すること。	文言修正

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行20 改訂21	<p>3.6 設計変更等の届出</p> <p>当該給水装置工事の設計を変更する場合は、再審査を受けること。 また、申込み取りやめする場合は、所定の申込書により速やかに管理者に提出すること。</p>	<p>3.6 設計変更等の届出</p> <p>給水装置工事の設計を変更する場合は、再審査を受けること。 また、<b>申込の取りやめを行う場合</b>、所定の<b>届出書</b>により速やかに管理者に提出すること。</p>	文言修正
現行21 改訂21	<p>3.6 設計変更等の届出</p> <p>[解説]</p> <p>1. 指定事業者は、設計変更又は工事の取りやめを行う場合は、「給水装置工事設計変更（申込取りやめ）届」を提出すること。</p> <p>2. 設計変更の範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) メーター口径が変更になる場合。</p> <p>(2) 分岐及び給水管口径が変更になる場合。</p> <p>(3) 給水用具等の増減に伴い、著しく水量の増減が生じる場合。</p> <p>(4) 建築物等が変更になった場合。</p> <p>(5) その他、管理者が必要とすると判断した場合。</p>	<p>3.6 設計変更等の届出</p> <p>[解説]</p> <p>1. 指定事業者は、設計変更又は工事の取りやめを行う場合は、「給水装置工事設計変更（申込取りやめ）届」を提出すること。</p> <p>2. 設計変更の範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) メーター口径が変更になる場合。</p> <p>(2) 分岐<b>又は</b>給水管口径が変更になる場合。</p> <p>(3) 給水用具等の増減に伴い、著しく水量の増減が生じる場合。</p> <p>(4) 建築物等が変更になった場合。</p> <p>(5) その他、<b>管理者が必要と判断した場合</b>。</p> <p><b>3. 設計変更を行う場合は、図面及び水理計算書等を提出し、再審査を受けること。</b></p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言追加</p>
現行21 改訂22	<p>3.7 指定事業者が行う竣功検査</p> <p>[解説]</p> <p>2. 現地の検査内容</p> <p>(1) 分岐、メーター、埋設管、止水栓・バルブ・仕切弁、筐類、道路復旧</p> <p>1) 配水管等への取付口の位置、取付口径の確認</p> <p>2) オフセットの測定の確認</p> <p>3) メーターの逆付け、片寄り及び検針、取替えの支障のないかの確認</p> <p>4) 遠隔表示装置及び端子接続が適切に施工されていることの確認</p> <p>5) 止水栓等の片寄り及び筐類の高さが適切に施工されていることの確認</p> <p>6) 埋設管の各埋設深度は、所定の深さが確保されていることの確認</p> <p>7) 埋設管の延長は、竣功図面と整合されていることの確認</p> <p>8) 道路占用許可条件のとおりであることの確認</p>	<p>3.7 指定事業者が行う竣功検査</p> <p>[解説]</p> <p>2. 現地の検査内容</p> <p>(1) 分岐、メーター、埋設管、止水栓・バルブ・仕切弁、筐類、道路復旧</p> <p>1) 配水管等への取付口の位置、取付口径の確認</p> <p>2) オフセットの測定の確認</p> <p>3) メーターの逆付け、片寄り及び検針、取替えの支障のないかの確認</p> <p>4) 遠隔表示装置及び端子接続が適切に施工されていることの確認</p> <p>5) 止水栓等の片寄り及び筐類の高さが適切に施工されていることの確認</p> <p>6) 埋設管の各埋設深度は、所定の深さが確保されていることの確認</p> <p>7) 埋設管の延長は、竣功図面と整合されていることの確認</p> <p>8) 道路占用許可条件のとおりであることの確認</p> <p><b>9) 給水管及び給水用具が小樽市指定のものであることの確認</b></p>	文言追加
現行22 改訂22	<p>(5) 加圧ポンプ</p> <p>1) 加圧装置の圧力設定値の確認</p>	<p>(5) 加圧ポンプ</p> <p><b>1) 水理計算書に基づく加圧装置の圧力設定値の確認</b></p> <p>(6) 受水槽</p> <p><b>1) 水理計算書に基づく受水槽流入量の確認</b></p>	<p>文言修正</p> <p>文言追加</p>

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要																																																																																																																																																																																
現行23 改訂24	第4章 給水装置の設計	第4章 給水装置の設計																																																																																																																																																																																	
	4.1 設 計	4.1 設 計																																																																																																																																																																																	
	<p>1. 給水装置の設計とは、図上及び現場の調査から給水方式の選定や配管管路、給水装置の管径、使用材料、給水用具及び用具取付け位置の決定などの計画をたて、それに従って図面の作成、工事費予算額の算出などに至る一切の事務的、技術的措置をいう。</p> <p>2. 設計にあたっては、経済的、衛生的、かつ需要者の使用上の便利と維持管理の便宜を十分考慮したもので、構造材質等については、法令や要領に基づいて、現地に最も適したものを選定し、給水管、給水用具についても施行令第5条に規定する基準に適合したものを使用しなければならない。</p>	<p>1. 給水装置の設計とは、図上及び現場の調査から給水方式の選定や配管管路、給水装置の管径、使用材料、給水用具及び用具取付け位置の決定などの計画作成から、それに従って図面の作成、工事費予算額の算出などに至る一切の事務的、技術的措置をいう。</p> <p>2. 設計に当たっては、経済的、衛生的、かつ需要者の使用上の便利と維持管理の便宜を十分考慮し、また、給水装置の構造及び材質については、施行令第6条に定める基準や要領に基づいて、現地に最も適したものを使用しなければならない。</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p>																																																																																																																																																																																
現行25 改訂26	<p>※ 「工事申込者に確認するもの」、「水道局で確認するもの」、「現地調査により確認するもの」等は次表に示すとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査事項</th> <th rowspan="2">調査内容</th> <th colspan="4">調査（確認）場所</th> </tr> <tr> <th>申込者</th> <th>水道局</th> <th>現地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td>・丁目・町名・番地等住居表示番号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 水 量</td> <td>・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積 ・取付栓数・給水方式等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設給水装置の有無</td> <td>・所有者・布設年月・形態（単独栓・他）・口径 ・管種・布設位置・使用水量・設置番号等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td>屋 外 配 管</td> <td>・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設位置等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋 内 配 管</td> <td>・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配水管の布設状況</td> <td>・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路の状況</td> <td>・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員 ・道路工作物・舗装種別・舗装年次等</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">道路管理者等</td> </tr> <tr> <td>各種埋設物の有無</td> <td>・種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）・位置 ・口径等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">埋設管理者等</td> </tr> <tr> <td>現地の施工環境</td> <td>・施工時間（昼・夜）・関連工事等</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>既設給水管から分岐する場合</td> <td>・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置 ・止水栓の位置・既設建築物との関連等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td>受水槽方式の場合</td> <td>・受水槽の構造・位置・点検口の位置・配管ルート</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事に関する同意承諾の取得確認</td> <td>・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他 ・利害関係人の承諾</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">利 害関係者</td> </tr> <tr> <td>建 築 確 認</td> <td>・建築確認通知（番号）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査内容	調査（確認）場所				申込者	水道局	現地	その他	工 事 場 所	・丁目・町名・番地等住居表示番号	○		○		使 用 水 量	・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積 ・取付栓数・給水方式等	○		○		既設給水装置の有無	・所有者・布設年月・形態（単独栓・他）・口径 ・管種・布設位置・使用水量・設置番号等	○	○		所有者	屋 外 配 管	・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設位置等	○		○		屋 内 配 管	・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具等	○		○		配水管の布設状況	・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置等		○			道路の状況	・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員 ・道路工作物・舗装種別・舗装年次等			○	道路管理者等	各種埋設物の有無	・種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）・位置 ・口径等		○	○	埋設管理者等	現地の施工環境	・施工時間（昼・夜）・関連工事等			○	〃	既設給水管から分岐する場合	・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置 ・止水栓の位置・既設建築物との関連等	○	○	○	所有者	受水槽方式の場合	・受水槽の構造・位置・点検口の位置・配管ルート			○		工事に関する同意承諾の取得確認	・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他 ・利害関係人の承諾	○			利 害関係者	建 築 確 認	・建築確認通知（番号）	○				<p>※ 「工事申込者に確認するもの」、「水道局で確認するもの」、「現地調査により確認するもの」等は次表に示すとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査事項</th> <th rowspan="2">調査内容</th> <th colspan="4">調査（確認）場所</th> </tr> <tr> <th>申込者</th> <th>水道局</th> <th>現地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td>・丁目・町名・番地等住居表示番号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 水 量</td> <td>・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積 ・取付栓数・給水方式等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設給水装置の有無</td> <td>・所有者・布設年月・形態（単独栓・他）・口径 ・管種・布設位置・使用水量・設置番号等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td>屋 外 配 管</td> <td>・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設位置等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋 内 配 管</td> <td>・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配水管の布設状況</td> <td>・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路の状況</td> <td>・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員 ・道路工作物・舗装種別・舗装年次等</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">道路管理者等</td> </tr> <tr> <td>各種埋設物の有無</td> <td>・種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）・位置 ・口径等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">埋設管理者等</td> </tr> <tr> <td>現地の施工環境</td> <td>・施工時間（昼・夜）・関連工事等</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>既設給水管から分岐する場合</td> <td>・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置 ・止水栓の位置・既設建築物との関連等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td>受水槽方式の場合</td> <td>・受水槽の構造・位置・点検口の位置・配管ルート</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事に関する同意承諾の取得確認</td> <td>・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他 ・利害関係人の承諾</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">利 害関係者</td> </tr> <tr> <td>建 築 確 認</td> <td>・建築確認通知（番号）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査内容	調査（確認）場所				申込者	水道局	現地	その他	工 事 場 所	・丁目・町名・番地等住居表示番号	○		○		使 用 水 量	・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積 ・取付栓数・給水方式等	○		○		既設給水装置の有無	・所有者・布設年月・形態（単独栓・他）・口径 ・管種・布設位置・使用水量・設置番号等	○	○	○	所有者	屋 外 配 管	・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設位置等	○		○		屋 内 配 管	・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具等	○		○		配水管の布設状況	・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置等		○	○		道路の状況	・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員 ・道路工作物・舗装種別・舗装年次等			○	道路管理者等	各種埋設物の有無	・種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）・位置 ・口径等		○	○	埋設管理者等	現地の施工環境	・施工時間（昼・夜）・関連工事等			○	〃	既設給水管から分岐する場合	・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置 ・止水栓の位置・既設建築物との関連等	○	○	○	所有者	受水槽方式の場合	・受水槽の構造・位置・点検口の位置・配管ルート			○		工事に関する同意承諾の取得確認	・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他 ・利害関係人の承諾	○			利 害関係者	建 築 確 認	・建築確認通知（番号）	○				<p>表の修正</p>
調査事項	調査内容			調査（確認）場所																																																																																																																																																																															
		申込者	水道局	現地	その他																																																																																																																																																																														
工 事 場 所	・丁目・町名・番地等住居表示番号	○		○																																																																																																																																																																															
使 用 水 量	・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積 ・取付栓数・給水方式等	○		○																																																																																																																																																																															
既設給水装置の有無	・所有者・布設年月・形態（単独栓・他）・口径 ・管種・布設位置・使用水量・設置番号等	○	○		所有者																																																																																																																																																																														
屋 外 配 管	・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設位置等	○		○																																																																																																																																																																															
屋 内 配 管	・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具等	○		○																																																																																																																																																																															
配水管の布設状況	・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置等		○																																																																																																																																																																																
道路の状況	・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員 ・道路工作物・舗装種別・舗装年次等			○	道路管理者等																																																																																																																																																																														
各種埋設物の有無	・種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）・位置 ・口径等		○	○	埋設管理者等																																																																																																																																																																														
現地の施工環境	・施工時間（昼・夜）・関連工事等			○	〃																																																																																																																																																																														
既設給水管から分岐する場合	・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置 ・止水栓の位置・既設建築物との関連等	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																														
受水槽方式の場合	・受水槽の構造・位置・点検口の位置・配管ルート			○																																																																																																																																																																															
工事に関する同意承諾の取得確認	・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他 ・利害関係人の承諾	○			利 害関係者																																																																																																																																																																														
建 築 確 認	・建築確認通知（番号）	○																																																																																																																																																																																	
調査事項	調査内容	調査（確認）場所																																																																																																																																																																																	
		申込者	水道局	現地	その他																																																																																																																																																																														
工 事 場 所	・丁目・町名・番地等住居表示番号	○		○																																																																																																																																																																															
使 用 水 量	・使用目的（事業・住居）・使用人数・延床面積 ・取付栓数・給水方式等	○		○																																																																																																																																																																															
既設給水装置の有無	・所有者・布設年月・形態（単独栓・他）・口径 ・管種・布設位置・使用水量・設置番号等	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																														
屋 外 配 管	・メーター・止水栓（仕切弁）の位置・布設位置等	○		○																																																																																																																																																																															
屋 内 配 管	・給水栓の位置（種類と個数）・給水用具等	○		○																																																																																																																																																																															
配水管の布設状況	・口径・管種・水圧・布設位置・仕切弁・消火栓の位置等		○	○																																																																																																																																																																															
道路の状況	・種別（国道・道道・市道・私道）・幅員 ・道路工作物・舗装種別・舗装年次等			○	道路管理者等																																																																																																																																																																														
各種埋設物の有無	・種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）・位置 ・口径等		○	○	埋設管理者等																																																																																																																																																																														
現地の施工環境	・施工時間（昼・夜）・関連工事等			○	〃																																																																																																																																																																														
既設給水管から分岐する場合	・所有者・給水戸数・布設年月・口径・布設位置 ・止水栓の位置・既設建築物との関連等	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																														
受水槽方式の場合	・受水槽の構造・位置・点検口の位置・配管ルート			○																																																																																																																																																																															
工事に関する同意承諾の取得確認	・分岐の同意・私有地給水管理設の同意・その他 ・利害関係人の承諾	○			利 害関係者																																																																																																																																																																														
建 築 確 認	・建築確認通知（番号）	○																																																																																																																																																																																	

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行26 改訂27	4.3 閲 覧	4.3 閲 覧	
	<p>1. 指定事業者並びに関係者は、給水装置工事等関係図書の閲覧にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法、小樽市個人情報保護条例等を遵守し、市民の基本的人権を侵害することのないよう取り扱わなければならない。</p> <p>2. 閲覧に際しては、留意事項を遵守し、担当職員の指示に従うこと。</p>	<p>1. 指定事業者及び関係者は、給水装置工事等関係図書の閲覧に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、<b>個人情報の保護に関する法律、小樽市個人情報保護法施行条例</b>を遵守し、市民の基本的人権を侵害することのないよう取り扱わなければならない。</p> <p>2. 閲覧に際しては、留意事項を遵守し、担当職員の指示に従うこと。</p>	文言修正
	<p>[解説]</p> <p>1. 給水装置台帳を閲覧、複写利用できるのは、給水装置所有者、使用者及び指定事業者又は委任状を持参したものに限定される。</p> <p>(1) 給水装置台帳を閲覧する場合は、必ず申込書に必要事項を記入し担当職員の確認を得ること。</p> <p>(2) 給水装置台帳以外の図書等については、維持管理上重要なものであることから紛失、損傷のないよう閲覧し、閲覧後は所定の場所へ返却すること。</p> <p>2. 閲覧時間帯は、原則、平日の9時から17時までとする。</p>	<p>[解説]</p> <p>1. 給水装置台帳を閲覧、複写利用できるのは、給水装置所有者、使用者及び指定事業者又は委任状を持参した<b>者</b>に限定される。</p> <p>(1) 給水装置台帳を閲覧する場合は、必ず申込書に必要事項を記入し担当職員の確認を得ること。</p> <p>(2) 給水装置台帳以外の図書等については、維持管理上重要なものであることから紛失、損傷のないよう閲覧し、閲覧後は所定の場所へ返却すること。</p> <p>2. 閲覧時間帯は、原則、平日の9時から17時までとする。</p>	文言修正
	4.4 構 造	4.4 <b>給水装置の構造及び材質の基準</b>	文言修正
	<p>1. 配水管から分岐する給水管の管径は、その給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>2. 一時的に多量の水を使用するため、配水管の水圧、水量に影響を及ぼすおそれのある場合や一般住宅であっても十分な水圧、水量が得られない場合には、受水槽式給水としなければならない。</p> <p>3. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプなどを直結してはならない。</p> <p>4. 水撃作用（ウォーターハンマー）によって管に損傷を与えるような機械または給水用具を直結してはならない。</p> <p>5. 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、水が汚染されないもの、また漏れるおそれがないものであること。</p> <p>6. 凍結、破壊、腐食、電食などを防止するため、適当な措置を講じなければならない。</p> <p>7. 給水装置を井戸、河川水供給管など他の管路を直接連結（クロスコネクション）すると、当該需要者はもちろん、他の需要者に対しても衛生上の危険を来すおそれがあるため、絶対避けなければならない。</p> <p>8. 水槽、プールなど水を入れ、または受ける器具、施設などに給水するときは、水の逆流を防止するための適当な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>1. 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離すこと。</b></p> <p>2. 配水管から分岐する給水管の管径は、その給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>3. 一時的に多量の水を使用するため、配水管の水圧、水量に影響を及ぼすおそれのある場合や一般住宅であっても十分な水圧、水量が得られない場合には、受水槽式給水としなければならない。</p> <p>4. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプなどを直結してはならない。</p> <p>5. 水撃作用（ウォーターハンマー）によって管に損傷を与えるような機械<b>又は</b>給水用具を直結してはならない。</p> <p>6. 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、水が汚染されないもの、また、漏れるおそれがないものであること。</p> <p>7. 凍結、破壊、腐食、電食などを防止するため、適当な措置を講じなければならない。</p> <p>8. 給水装置を井戸、河川水供給管など他の<b>水管</b>を直接連結（クロスコネクション）すると、当該需要者は<b>もとより</b>、他の需要者に対しても衛生上の危険を来すおそれがあるため、絶対<b>避け</b>なければならない。</p> <p>9. 水槽、プール、<b>流し等</b>水を入れ、<b>又は</b>受ける器具、施設等に給水する<b>給水装置にあっては</b>、水の逆流を防止するための適当な措置を講じなければならない。</p>	文言修正及び連番修正

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
<p>現行27 改訂28</p>	<p>[解説]</p> <p>1. 給水管の口径は、その使用条件を考慮して適当な大きさのものとし、配水管、給水管の給水能力に対しても過大とならないように注意しなければならない。</p> <p>もし、過大な口径にしたとすれば、1日当たりの水の使用量が同程度であっても、一時的使用量が大きくなって付近の水圧が低下するなど他の需要者に迷惑を及ぼすおそれがあるからである。</p> <p>2. 高層建築物または工場などの一時的に多量の水を使用する箇所では、受水槽を設けて給水の時間的変化を調整するような措置を講じなければならない。</p> <p>これは直接給水をした場合、付近周辺の水圧低下や水量不足を招くおそれがあるので、個人的理由による多量の水の使用が他の需要者に迷惑を及ぼすような場合には、その者が受水槽などを設けて使用量の時間的調節をすべきものであるからである。</p> <p>また、水道施設設計指針では配水管の最小動水圧は0.15～0.20MPaを標準としており、この水圧では一般的に2階建家屋の給水には支障ないが、中高層建築物や高位置の家屋などへは、直接給水することができないからである。</p> <p>3. 吸引により配水管内の流速が乱れたり、負圧になることにより水が汚染されたり、水圧が低下して付近一帯が出水不良になるようなことを防止するためである。</p> <p>4. 水撃作用（ウォーターハンマー）を起こすような給水用具や機械を直結した場合は、管の破裂や継手の離脱などの不測の事故を惹き起こすおそれがあるので避けなければならない。ボールタップを用いる場合は、水撃作用の少ないものを選ばなければならない。また、流入側の最小動水圧が0.30MPa以上の場合は定圧弁等を取付けなければならない。なお、ダイヤフラム式ボールタップを使用する場合は、定圧弁等を取付ける必要はないこととする。</p> <p>受水槽にボールタップを用いる場合、メーターはなるべく給水口から離して設けなければならない。</p> <p>5. 内側からの水圧、外からの土圧や交通荷重、または内外からの衝撃に対して十分な耐力があり、また、管内水との接触面が溶解して水を汚染したり逆に外部から汚水が侵入するといったことがあってはならないからである。</p> <p>なお、工場やガソリンスタンドの廃油などが浸透した土質部分に塩化ビニル管またはポリエチレン管を布設すると、水に油性臭を発生することがあるのでこれに対応した構造とする必要がある。</p> <p>6. 凍結に対しては凍結深度以下に、交通荷重に対しては土圧と交通荷重による外力の和が比較的小さくなる一定の深度以下に給水管を埋設し、凍結深度以上と地上部分の凍結に対しては、水抜栓等を設置し、鋼管の浸食や電食に対しては防食テープを巻くなど適当な防護措置が必要である。</p>	<p>[解説]</p> <p>1. 配水管の取付口孔による耐力の減少を防止すること及び給水装置相互間の水の流量に及ぼす悪影響を防止するためである。</p> <p>2. 給水管の口径は、その使用条件を考慮して適当な大きさのものとし、配水管、給水管の給水能力に対しても過大とならないように注意しなければならない。</p> <p>もし、過大な口径にしたとすれば、1日当たりの水の使用量が同程度であっても、一時的使用量が大きくなって付近の水圧が低下するなど他の需要者に迷惑を及ぼすおそれがあるからである。</p> <p>3. 高層建築物又は工場などの一時的に多量の水を使用する箇所では、受水槽を設けて給水の時間的変化を調整するような措置を講じなければならない。</p> <p>これは直接給水をした場合、付近周辺の水圧低下や水量不足を招くおそれがあるので、個人的理由による多量の水の使用が他の需要者に迷惑を及ぼすような場合には、その者が受水槽などを設けて使用量の時間的調節をすべきものであるからである。</p> <p>また、水道施設設計指針では配水管の最小動水圧は0.15～0.20MPaを標準としており、この水圧では一般的に2階建家屋の給水には支障ないが、中高層建築物や高位置の家屋などへは、直接給水することができないからである。</p> <p>4. 吸引により配水管内の流速が乱れたり、負圧になることにより水が汚染されたり、水圧が低下して付近一帯が出水不良になるようなことを防止するためである。</p> <p>5. 水撃作用（ウォーターハンマー）を起こすような給水用具や機械を直結した場合は、管の破裂や継手の離脱などの不測の事故を惹き起こすおそれがあるので避けなければならない。ボールタップを用いる場合は、水撃作用の少ないものを選ばなければならない。また、流入側の最小動水圧が0.30MPa以上の場合は定圧弁等を取り付けなければならない。なお、ダイヤフラム式ボールタップを使用する場合は、定圧弁等を取り付ける必要はないこととする。</p> <p>受水槽にボールタップを用いる場合、メーターはなるべく給水口から離して設けなければならない。</p> <p>6. 内側からの水圧、外からの土圧や交通荷重、又は内外からの衝撃に対して十分な耐力がありまた、管内水との接触面が溶解して水を汚染したり逆に外部から汚水が侵入するといったことがあってはならないからである。</p> <p>なお、工場やガソリンスタンドの廃油などが浸透した土質部分に塩化ビニル管又はポリエチレン管を布設すると、水に油性臭を発生することがあるので、これに対応した構造とする必要がある。</p> <p>7. 凍結に対しては凍結深度以下に、交通荷重に対しては土圧と交通荷重による外力の和が比較的小さくなる一定の深度以下に給水管を埋設し、凍結深度以上と地上部分の凍結に対しては、水抜栓等を設置し、鋼管の浸食や電食に対しては防食テープを巻くなど適当な防護措置が必要である。</p>	<p>文言修正及び連番修正</p>



## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要																																				
現行27 改訂28,29	<p>8. 断水などで配水管内が負圧になった時の逆流による汚染を防止するため、給水口は水槽、プール、浴槽などの満水越流面と十分な落差（吐水口空間）を保持するように落とし込みとしなければならない。</p> <p>なお、本市では不測の逆流による水の汚染が配水管に及ぶことを防止するため、メーターの流出側に直結して逆止弁を設置することになっている。</p>	<p>9. 断水などで配水管内が負圧になった時の逆流による汚染を防止するため、給水口は水槽、プール、浴槽などの満水越流面と十分な落差（吐水口空間）を保持するように落とし込みとしなければならない。</p> <p>なお、本市では不測の逆流による水の汚染が配水管に及ぶことを防止するため、メーターの流出側に直結して逆止弁を設置することになっている。</p>	連番修正																																				
	<p>4.5 給水管及び用具の指定（条例第9条）</p> <p>[解説]</p> <p>1. 施行令第5条で定められた給水装置の構造及び材質の基準は、法第16条に基づく水道事業者による給水契約の拒否、給水停止の権限を発動するか否かの判断に用いるためのものであることから、給水装置が有すべき必要最低限の基準を明確化、性能基準化するという考え方で定めている。</p> <p>これに基づき制定された基準省令は、耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒、耐久の7項目の基準を定めている。</p> <p style="text-align: center;">給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">性能に関する基準</td> <td>個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な基準判断。</td> </tr> <tr> <td>システムに関する基準</td> <td>給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">耐圧に関する基準</td> <td>水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>浸出に関する基準</td> <td>金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>水撃限界に関する基準</td> <td>水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>防食に関する基準</td> <td>腐食を防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>逆流防止に関する基準</td> <td>汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>耐寒に関する基準</td> <td>給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破壊等が生じることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>耐久に関する基準</td> <td>頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">給水装置の構造及び材質の基準（要約）</p>	性能に関する基準	個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な基準判断。	システムに関する基準	給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準。	耐圧に関する基準	水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準	浸出に関する基準	金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準	水撃限界に関する基準	水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するための基準	防食に関する基準	腐食を防止するための基準	逆流防止に関する基準	汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準	耐寒に関する基準	給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破壊等が生じることを防止するための基準	耐久に関する基準	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準	<p>4.4 給水装置の構造及び材質の基準</p> <p style="text-align: center;">給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">性能に関する基準</td> <td>個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な基準判断</td> </tr> <tr> <td>システムに関する基準</td> <td>給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">耐圧に関する基準</td> <td>水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>浸出に関する基準</td> <td>金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>水撃限界に関する基準</td> <td>水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>防食に関する基準</td> <td>腐食を防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>逆流防止に関する基準</td> <td>汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>耐寒に関する基準</td> <td>給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破壊等が生じることを防止するための基準</td> </tr> <tr> <td>耐久に関する基準</td> <td>頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">給水装置の構造及び材質の基準（要約）</p> <p>[解説]</p> <p>施行令第6条で定められた給水装置の構造及び材質の基準は、法第16条に基づく水道事業者による給水契約の拒否、給水停止の権限を発動するか否かの判断に用いるためのものであることから、給水装置が有すべき必要最低限の基準を明確化、性能基準化するという考え方で定めている。</p> <p>これに基づき制定された基準省令は、耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒、耐久の7項目の基準を定めている。</p>	性能に関する基準	個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な基準判断	システムに関する基準	給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準	耐圧に関する基準	水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準	浸出に関する基準	金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準	水撃限界に関する基準	水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するための基準	防食に関する基準	腐食を防止するための基準	逆流防止に関する基準	汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準	耐寒に関する基準	給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破壊等が生じることを防止するための基準	耐久に関する基準	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準	4.5の文言を4.4に移動
性能に関する基準	個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な基準判断。																																						
システムに関する基準	給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準。																																						
耐圧に関する基準	水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準																																						
浸出に関する基準	金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準																																						
水撃限界に関する基準	水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するための基準																																						
防食に関する基準	腐食を防止するための基準																																						
逆流防止に関する基準	汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準																																						
耐寒に関する基準	給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破壊等が生じることを防止するための基準																																						
耐久に関する基準	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準																																						
性能に関する基準	個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な基準判断																																						
システムに関する基準	給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準																																						
耐圧に関する基準	水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準																																						
浸出に関する基準	金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準																																						
水撃限界に関する基準	水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するための基準																																						
防食に関する基準	腐食を防止するための基準																																						
逆流防止に関する基準	汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準																																						
耐寒に関する基準	給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破壊等が生じることを防止するための基準																																						
耐久に関する基準	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準																																						



# 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行29 改訂30	表-1 給水管及び給水用具の指定（配水管及び給水管取付口からメーターまで）	表-1 給水管及び給水用具の指定（配水管及び給水管取付口からメーターまで）	指定給水管及び 給水用具の追加
	品 名	品 名	
	仕 様	仕 様	
	規 格 等	規 格 等	
	口径・種類・用途	口径・種類・用途	
給水管	水道用ポリエチレン管 JIS K6762（1種2層管） 水道用ダクタイル鋳鉄管類 JIS G5526・5527・5528 ※ポリエチレン管については、φ30mmを使用してはならない。	水道用ポリエチレン管 JIS K6762（1種2層管） 水道用ダクタイル鋳鉄管類 JIS G5526・5527・5528 水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX) 直管 (JWWA G 120)・異形管 (JWWA G 121) ※ポリエチレン管については、φ30mmを使用してはならない。	埋設用 20～50mm 埋設用 75～250mm 埋設用 75～250mm
分岐用具	割 丁 字 管 小樽市仕様 水道用サドル付分水栓 ( 鋳 鉄 管 用 ) JWWA B 117、JWWA G 112 (ポリ粉体) ストッパー付 水道用サドル付分水栓 ( 塩 化 ビ ニ ル 管 用 ) 同 上 水道用サドル付分水栓 ( ポリ エ チ レ ン 管 用 ) JWWA B 136、ストッパー付	割 丁 字 管 小樽市仕様 水道用サドル付分水栓 ( 鋳 鉄 管 用 ) JWWA B 117、JWWA G 112 (ポリ粉体) ストッパー付 水道用サドル付分水栓 ( 塩 化 ビ ニ ル 管 用 ) 同 上 水道用サドル付分水栓 ( ポリ エ チ レ ン 管 用 ) JWWA B 136、ストッパー付	取出口径 40mm以上 取出口径 20～25mm 取出口径 20～25mm 取出口径 20mm
給水用具	止 水道用ソフトシール仕切弁 JWWA B 120 ロ ッ ト 付 ゲ ー ト バ ル ブ 小樽市仕様 ロ ッ ト 付 止 水 栓 同 上 メ ー タ ー 伸 縮 止 水 栓 同 上 メ ー タ ー 伸 縮 バ ル ブ 同 上 メ ー タ ー 直 結 ス ル ー ス バ ル ブ 同 上	止 水道用ソフトシール仕切弁 JWWA B 120 ロ ッ ト 付 ゲ ー ト バ ル ブ 小樽市仕様 ロ ッ ト 付 止 水 栓 同 上 メ ー タ ー 伸 縮 止 水 栓 同 上 メ ー タ ー 伸 縮 バ ル ブ 同 上 メ ー タ ー 直 結 ス ル ー ス バ ル ブ 同 上 水道用サドル付分水栓 (水道配水用ポリエチレン管用) PTC B 20	75～250mm 40～50mm 20～25mm 13～25mm 40mm 50mm 本管50mm×20～25mm 本管75mm～150mm×20, 25, 40, 50mm
水継手	水道用ポリエチレン管金属継手 JWWA B 116、B形 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 SGP-PA、JWWA K132 水道用管端防食継手 小樽市仕様 割 継 輪 同 上	水道用ポリエチレン管金属継手 JWWA B 116、B形 水道用ポリエチレン管金属継手 ( 変 換 チ ー ズ ) PTC B 21 HPPE-PP 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 SGP-PA、JWWA K132 水道用管端防食継手 小樽市仕様 割 継 輪 同 上	13～50mm 15～100mm 15～100mm 75mm以上 本管50mm×40mm 15～100mm 15～100mm 75mm以上
撤去用具	サドル付分水栓キャップ JWWA B 117 P L プ ラ グ 小樽市仕様 フ ラ ン ジ ふ た JIS G 5526・5527 分 水 栓 キ ャ ッ プ 小樽市仕様	サドル付分水栓キャップ JWWA B 117 P L プ ラ グ 小樽市仕様 フ ラ ン ジ ふ た JIS G 5526・5527 分 水 栓 キ ャ ッ プ 小樽市仕様	13～25mm 40～50mm 埋設用 75～250mm 13～25mm
の	ポリエチレンスリーブ JDP A Z 2005 ポ リ エ チ レ ン フ ィ ル ム サドル付分水栓防食用 水 道 管 表 示 テ ー プ JIS Z 1901 水 道 埋 設 標 識 シ ー ト 小樽市仕様	ポリエチレンスリーブ JDP A Z 2005 ポ リ エ チ レ ン フ ィ ル ム サドル付分水栓防食用 水 道 管 表 示 テ ー プ JIS Z 1901 水 道 埋 設 標 識 シ ー ト 小樽市仕様	75～250mm サドル付分水栓に付属 40～250mm
具	仕 切 弁 筐 同 上 バ ル ブ 筐 同 上 止 水 栓 筐 同 上 メ ー タ ー 箱 同 上 消 火 栓 同 上 メ ー タ ー 直 結 逆 止 弁 同 上 空 気 弁 JIS B 2063、フランジ付 単口 パ ッ キ ン 類 JIS K 6365	仕 切 弁 筐 同 上 バ ル ブ 筐 同 上 止 水 栓 筐 同 上 メ ー タ ー 箱 同 上 消 火 栓 同 上 メ ー タ ー 直 結 逆 止 弁 同 上 空 気 弁 JIS B 2063、フランジ付 単口 パ ッ キ ン 類 JIS K 6365	75～250mm 40～50mm 13～25mm 13～25mm 100mm 13～50mm 13～25mm -
		給水用具	
		その他	
		給水用具	
		その他	

## 新旧対照表

頁	現 行				改 訂				摘 要
現行30 改訂31	表-2 小樽市使様の給水用具				表-2 小樽市仕様の給水用具				表の修正
	品 名	規格等	口径・種類・用途	指定メーカー	品 名	規格等	口径・種類・用途	指定メーカー	
	割 丁 字 管	型式については、5.6の6を参照	取出口径 Ø40mm以上	コスモ工機㈱ ・大成機工㈱	割 丁 字 管	型式については、5.6の6を参照	取出口径 Ø40mm以上	コスモ工機㈱ ・大成機工㈱	
	ロット付ゲートバルブ	非上昇型 ロット長さH=1.0m・0.5m	Ø40・50mm	㈱光合金製作所	ロット付ゲートバルブ	非上昇型 ロット長さH=1.0m・0.5m	Ø40・50mm	㈱光合金製作所	
	ロ ッ ト 付 止 水 栓	ボール式 ロット長さH=1.0m・0.5m	Ø20・25mm	北海道水道機材㈱	ロ ッ ト 付 止 水 栓	ボール式 ロット長さH=0.9m・0.5m	Ø20・25mm	北海道水道機材㈱	
	メーター伸縮止水栓	ボール式	Ø13～25mm	前澤給装工業㈱・㈱日邦バルブ ・前田バルブ工業㈱・㈱タプチ ・㈱光明製作所・栗本商事㈱	メーター伸縮止水栓	ボール式 <b>蝶ハンドル</b>	Ø13～25mm	前澤給装工業㈱・㈱日邦バルブ ・前田バルブ工業㈱・㈱タプチ ・㈱光明製作所・栗本商事㈱	
	メーター伸縮バルブ		Ø40mm	前澤給装工業㈱ ・㈱日邦バルブ	メーター伸縮バルブ		Ø40mm	前澤給装工業㈱ ・㈱日邦バルブ	
	メーター直結スルースバルブ	フランジ付	Ø50mm	前澤給装工業㈱ ・㈱日邦バルブ	メーター直結スルースバルブ	フランジ付	Ø50mm	<b>㈱日邦バルブ</b>	
	メーター直結逆止弁	単式、スプリング式、φ50mmはフランジ式	Ø13～50mm	㈱光合金製作所・㈱タプチ ・前澤給装工業㈱	<b>メーター直結ボールバルブ</b>	フランジ付	<b>Ø50mm</b>	<b>前澤給装工業㈱</b>	
	水道用ポリ紛体ライニング鋼管用管端防食継手	水道用ポリ紛体ライニング鋼管用 (JWWA K 132)	Ø15～100mm	JFE継手㈱・東尾メック㈱・㈱リケン・日立金属㈱・シーケ金属㈱・㈱吉年	メーター直結逆止弁	単式、スプリング式、φ50mmはフランジ式	Ø13～50mm	㈱光合金製作所・㈱タプチ ・前澤給装工業㈱	
	割 継 輪	全周パッキン	Ø75mm以上	札幌大成機工㈱	水道用ポリ紛体ライニング鋼管用管端防食継手	水道用ポリ紛体ライニング鋼管用 (JWWA K 132)	Ø15～100mm	JFE継手㈱・東尾メック㈱・㈱リケン・日立金属㈱・シーケ金属㈱・㈱吉年	
	P L プ ラ グ		Ø40・50mm	前澤給装工業㈱・前田バルブ工業㈱・㈱タプチ	割 継 輪	全周パッキン	Ø75mm以上	札幌大成機工㈱	
	分 水 栓 キ ャ ッ プ	青銅鋳物製	Ø13～25mm	前澤給装工業㈱・前田バルブ工業㈱・㈱タプチ	P L プ ラ グ		Ø40・50mm	前澤給装工業㈱・前田バルブ工業㈱・㈱タプチ	
	埋 設 標 識 シ ー ト	ポリエチレン製、加2倍折込型、印刷文字「水道管注意 この下に水道管あり立ち会いを求めてください。」(青色地/白文字)	幅150mm、長さ50m、強度35Kgf/3cm		分 水 栓 キ ャ ッ プ	青銅鋳物製	Ø13～25mm	前澤給装工業㈱・前田バルブ工業㈱・㈱タプチ	
	仕 切 弁 筐	小樽型	Ø75～250mm	㈱村瀬鉄工所・㈱田中工業	埋 設 標 識 シ ー ト	ポリエチレン製、加2倍折込型、印刷文字「水道管注意 この下に水道管あり立ち会いを求めてください。」(青色地/白文字)	幅150mm、長さ50m、強度35Kgf/3cm		
	バ ル ブ 筐	H=530 鋳鉄製	Ø40・50mm	北海道水道機材㈱	仕 切 弁 筐	小樽型	Ø75～250mm	㈱村瀬鉄工所・㈱田中工業	
	止 水 栓 筐	H=325 鋳鉄製	Ø13～25mm	北海道水道機材㈱ ・日詰工業㈱	バ ル ブ 筐	H=532 鋳鉄製	Ø40・50mm	北海道水道機材㈱	
	メーター箱 ( 鋳 鉄 製 )	H=650 2層タイプ、保温材付	Ø13～25mm	日詰工業㈱	止 水 栓 筐	H=325 鋳鉄製	Ø13～25mm	北海道水道機材㈱ ・日詰工業㈱	
	メーター箱 ( 合 成 樹 脂 製 )	H=650 2層タイプ、保温材付	Ø13～25mm	日之出水道機器㈱・前沢化成工業㈱・第一ゴム㈱	メーター箱 ( 鋳 鉄 製 )	H=650 2層タイプ、保温材付	Ø13～25mm	日詰工業㈱	
	消 火 外 栓 ( 屋 外 )	和田式打倒型(双口型)	Ø100mm	光合金製作所㈱	メーター箱 ( 合 成 樹 脂 製 )	H=650 2層タイプ、保温材付	Ø13～25mm	日之出水道機器㈱・前沢化成工業㈱・第一ゴム㈱	
					消 火 外 栓 ( 屋 外 )	和田式打倒型(双口型)	Ø100mm	光合金製作所㈱	

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要																																																																								
現行36 改訂37	<p>4.9 水道メーター</p> <p>メーターの設置に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。メーターの検査有効期間は、計量法27条2項、計量法施行令第18条及び特定計量器検定検査規則第25条の定めにより、検査証印を付した月の翌月1日から起算して8年と定められている。</p>	<p>4.9 水道メーター</p> <p>メーターの設置に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。メーターの検査有効期間は、計量法72条2項、計量法施行令第18条及び特定計量器検定検査規則第25条の定めにより、検査証印を付した月の翌月1日から起算して8年と定められている。</p>	文言修正																																																																								
	4.9.1 メーターの設置基準	<p>4.9.1 メーターの設置基準</p> <p>(6) 新設、改造で支給するメーターは隔測メーターとする。これにより難い場合は担当者と事前協議を行うこと。</p>	文言追加																																																																								
	<p>4.9.2 メーターの設置場所</p> <p>(1) メーターは宅地内の検針が容易で、凍結や損傷のおそれがなく、かつ将来の維持管理に支障のない場所に設置し、原則として分岐寄りの屋外とし、メーター箱内に設置すること。</p> <p>なお、具体的な位置は下記及び例図のとおりとする。ただし、これにより難い場合は屋内とすることができる。</p>	<p>4.9.2 メーターの設置場所</p> <p>(1) メーターは宅地内の検針が容易で、凍結や損傷のおそれがなく、かつ将来の維持管理に支障のない場所に設置し、原則として分岐寄りの屋外とし、メーター箱内に設置すること。</p> <p>なお、具体的な位置は下記及び例図のとおりとする。ただし、これにより難い場合は屋内とすることができるが、担当者と事前協議を行うこと。</p>	文言修正																																																																								
現行62 改訂63	<p>4.19 給水管の口径の決定</p> <p>4.19.1 基本事項</p>	<p>4.19 給水管の口径の決定</p> <p>4.19.1 基本事項</p>																																																																									
	<p>1. 給水管の口径は、管理者が定める配水管の水圧において、計画使用水量を供給できる大きさにすること。</p> <p>2. 水理計算にあたっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メーター口径等を算出すること。</p> <p>3. 損失水頭の計算にあたっては、原則として、配水管（設計）水圧を0.20MPaとする。</p> <p>ただし、最小動水圧が0.20MPa以下の場合は、その水圧とする。</p> <p>4. メーターの口径は、計画使用水量に基づき、本市が採用する水道メーターの使用流量基準の範囲内で決定する。（4.9.4メーターの口径選定を参照）</p>	<p>1. 給水管の口径は、管理者が定める配水管の水圧において、計画使用水量を供給できる大きさにすること。</p> <p>2. 水理計算に当たっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メーター口径等を算出すること。</p> <p>3. 損失水頭の計算に当たっては、原則として、配水管（設計）水圧を0.20MPaとする。</p> <p>ただし、最小動水圧が0.20MPa以下の場合は、その水圧とする。</p> <p>4. 共同管等の損失水頭は、5.0m以下となるように口径を決定すること。</p> <p>5. メーターの口径は、計画使用水量に基づき、本市が採用する水道メーターの使用流量基準の範囲内で決定する（4.9.4メーターの口径選定を参照）。</p>	文言追加及び連番修正																																																																								
現行70 改訂71	<p style="text-align: center;">表－18 管種別動水勾配比率表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>13</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>7.4</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>20.0</td> <td>2.8</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>180.0</td> <td>25.0</td> <td>9.0</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>500.0</td> <td>70.0</td> <td>25.0</td> <td>2.8</td> <td>1.0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">ウエストーン公式</p>		13	20	25	40	50	13	1.0					20	7.4	1.0				25	20.0	2.8	1.0			40	180.0	25.0	9.0	1.0		50	500.0	70.0	25.0	2.8	1.0	<p style="text-align: center;">表－18 管径別動水勾配比率表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>13</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>7.4</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>20.0</td> <td>2.8</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>180.0</td> <td>25.0</td> <td>9.0</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>500.0</td> <td>70.0</td> <td>25.0</td> <td>2.8</td> <td>1.0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">ウエストーン公式</p>		13	20	25	40	50	13	1.0					20	7.4	1.0				25	20.0	2.8	1.0			40	180.0	25.0	9.0	1.0		50	500.0	70.0	25.0	2.8	1.0	文言修正
	13	20	25	40	50																																																																						
13	1.0																																																																										
20	7.4	1.0																																																																									
25	20.0	2.8	1.0																																																																								
40	180.0	25.0	9.0	1.0																																																																							
50	500.0	70.0	25.0	2.8	1.0																																																																						
	13	20	25	40	50																																																																						
13	1.0																																																																										
20	7.4	1.0																																																																									
25	20.0	2.8	1.0																																																																								
40	180.0	25.0	9.0	1.0																																																																							
50	500.0	70.0	25.0	2.8	1.0																																																																						

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要																																																																		
現行71 改訂72	4.19.4 水理計算書等の提出範囲  1. 受水槽式給水による給水工事 2. 共同管、若しくは将来共用予定のある管（開発行為に伴う給水本管等）でφ40mm以上の給水工事。 3. 20戸以上（分岐予定を含む）で使用する共同管等の給水工事。 4. メーターの口径決定上必要な場合。 5. 4階以上の建築物へ直結給水する場合。 6. その他、管理者が必要と認めたとき。	4.19.4 水理計算書等の提出範囲  1. 受水槽式給水及び直結加圧方式による給水工事 2. 直結給水方式で3階建て以上に給水する場合 3. 水道直結式スプリンクラー設備を設置する給水工事 4. 共同管、又は将来共用予定のある管（開発行為に伴う給水本管等）でφ40mm以上の給水工事 5. 20戸以上（分岐予定を含む）で使用する共同管等の給水工事 6. メーターの口径決定上必要な場合 7. アパート、マンション等の場合 8. 給水管の口径がφ25mm以上の場合 9. その他、管理者が必要と認めた場合	文言の追加、修正及び 連番修正																																																																		
現行80 改訂80	<p style="text-align: center;">表-21 管種別記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>L P</td><td>鉛 管</td><td>P B P</td><td>ポリブデン管</td><td>C I P</td><td>鑄 鉄 管</td></tr> <tr> <td>C P</td><td>銅 管</td><td>X P P</td><td>架橋ポリエチレン管</td><td>D I P (A)</td><td>ダクタイル鑄鉄管(A形)</td></tr> <tr> <td>S U S</td><td>ステンレス管</td><td>P P</td><td>ポリエチレン管</td><td>D I P (K)</td><td>ダクタイル鑄鉄管(K形)</td></tr> <tr> <td>V L</td><td>塩ビライニング鋼</td><td>V P</td><td>塩化ビニル管</td><td>D I P (T)</td><td>ダクタイル鑄鉄管(T形)</td></tr> <tr> <td>P L</td><td>ポリ粉体ライニング鋼管</td><td>S P</td><td>塗覆装鋼管</td><td></td><td></td></tr> </table>	L P	鉛 管	P B P	ポリブデン管	C I P	鑄 鉄 管	C P	銅 管	X P P	架橋ポリエチレン管	D I P (A)	ダクタイル鑄鉄管(A形)	S U S	ステンレス管	P P	ポリエチレン管	D I P (K)	ダクタイル鑄鉄管(K形)	V L	塩ビライニング鋼	V P	塩化ビニル管	D I P (T)	ダクタイル鑄鉄管(T形)	P L	ポリ粉体ライニング鋼管	S P	塗覆装鋼管			<p style="text-align: center;">表-21 管種別記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>L P</td><td>鉛 管</td><td>X P P</td><td>架橋ポリエチレン管</td><td>D I P (K)</td><td>ダクタイル鑄鉄管(K形)</td></tr> <tr> <td>C P</td><td>銅 管</td><td>P P</td><td>ポリエチレン管</td><td>D I P (T)</td><td>ダクタイル鑄鉄管(T形)</td></tr> <tr> <td>S U S</td><td>ステンレス管</td><td>V P</td><td>塩化ビニル管</td><td>D I P (NS)</td><td>ダクタイル鑄鉄管(NS形)</td></tr> <tr> <td>V L</td><td>塩ビライニング鋼</td><td>S P</td><td>塗覆装鋼管</td><td>D I P (GX)</td><td>ダクタイル鑄鉄管(GX形)</td></tr> <tr> <td>P L</td><td>ポリ粉体ライニング鋼管</td><td>C I P</td><td>鑄 鉄 管</td><td>H P P E</td><td>水道配水用ポリエチレン管</td></tr> <tr> <td>P B P</td><td>ポリブデン管</td><td>D I P (A)</td><td>ダクタイル鑄鉄管(A形)</td><td></td><td></td></tr> </table>	L P	鉛 管	X P P	架橋ポリエチレン管	D I P (K)	ダクタイル鑄鉄管(K形)	C P	銅 管	P P	ポリエチレン管	D I P (T)	ダクタイル鑄鉄管(T形)	S U S	ステンレス管	V P	塩化ビニル管	D I P (NS)	ダクタイル鑄鉄管(NS形)	V L	塩ビライニング鋼	S P	塗覆装鋼管	D I P (GX)	ダクタイル鑄鉄管(GX形)	P L	ポリ粉体ライニング鋼管	C I P	鑄 鉄 管	H P P E	水道配水用ポリエチレン管	P B P	ポリブデン管	D I P (A)	ダクタイル鑄鉄管(A形)			管種の追加
L P	鉛 管	P B P	ポリブデン管	C I P	鑄 鉄 管																																																																
C P	銅 管	X P P	架橋ポリエチレン管	D I P (A)	ダクタイル鑄鉄管(A形)																																																																
S U S	ステンレス管	P P	ポリエチレン管	D I P (K)	ダクタイル鑄鉄管(K形)																																																																
V L	塩ビライニング鋼	V P	塩化ビニル管	D I P (T)	ダクタイル鑄鉄管(T形)																																																																
P L	ポリ粉体ライニング鋼管	S P	塗覆装鋼管																																																																		
L P	鉛 管	X P P	架橋ポリエチレン管	D I P (K)	ダクタイル鑄鉄管(K形)																																																																
C P	銅 管	P P	ポリエチレン管	D I P (T)	ダクタイル鑄鉄管(T形)																																																																
S U S	ステンレス管	V P	塩化ビニル管	D I P (NS)	ダクタイル鑄鉄管(NS形)																																																																
V L	塩ビライニング鋼	S P	塗覆装鋼管	D I P (GX)	ダクタイル鑄鉄管(GX形)																																																																
P L	ポリ粉体ライニング鋼管	C I P	鑄 鉄 管	H P P E	水道配水用ポリエチレン管																																																																
P B P	ポリブデン管	D I P (A)	ダクタイル鑄鉄管(A形)																																																																		

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
<p>現行84 改訂85</p>	<p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 埋め戻しは、原則、掘削を行った日に行うこと。</li> <li>2. 道路管理者の指示に従い、陥没、沈下等を起さないようにしなければならない。</li> <li>3. 締固めは、適当な器具（ランマ、タンパー等）を用いて十分締め固めなければならない。（市道の締固めは、管上20cm毎としている。）</li> <li>4. 石狩湾新港（銭函5丁目）地区については、工業用水管も布設されていることから全管径に貼り付けること。</li> <li>5. 地下水位の高い場所等については、埋砂を用いることが望ましい。</li> </ol>	<p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 埋め戻しは、原則、掘削を行った日に行うこと。</li> <li>2. 道路管理者の指示に従い、陥没、沈下等を起さないようにしなければならない。</li> <li>3. 締固めは、適当な器具（ランマ、タンパー等）を用いて十分締め固めなければならない（市道の締固めは、管上20cm毎としている）。</li> <li>4. 石狩湾新港（銭函4、5丁目）地区については、工業用水管も布設されていることから全管径に貼り付けること。</li> <li>5. 地下水位の高い場所等については、埋砂を用いることが望ましい。</li> </ol>	<p>文言追加</p>
<p>現行85 改訂86</p>	<p>[解説]</p> <p>写真撮影は概ね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事着工前</li> <li>2. 舗装切断状況</li> <li>3. 掘削状況</li> <li>4. 分岐及び撤去状況</li> <li>5. 埋戻し状況（20cm毎の転圧含む）</li> <li>6. 仮復旧状況（転圧状況）</li> <li>7. 道路舗装の厚さ状況（寸法含む）</li> <li>8. 舗装本復旧状況</li> <li>9. その他、必要と認められる写真</li> </ol>	<p>[解説]</p> <p>写真撮影は概ね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事着工前</li> <li>2. 舗装切断状況</li> <li>3. 掘削状況</li> <li>4. 分岐、配管、撤去状況</li> <li>5. 埋戻し状況（20cm毎の転圧含む）</li> <li>6. 仮復旧状況（転圧状況）</li> <li>7. 道路舗装の厚さ状況（寸法含む）</li> <li>8. 舗装本復旧状況</li> <li>9. その他、必要と認められる写真</li> </ol>	<p>文言修正</p>

## 新旧対照表

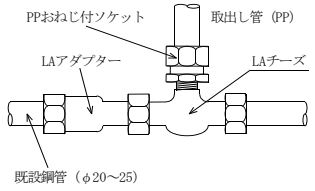
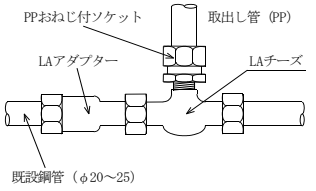
頁	現 行	改 訂	摘 要
現行91 改訂92	5.6 分岐方法及び撤去方法  1. 分岐及び撤去は、適切な作業を行うことができる技能を有する者が施工を行うこと。 2. 分岐された給水管は、分岐管と直角に布設すること。 3. 給水管の分岐箇所は、他の取出口や継手の端から0.3m以上離れた位置に取付ること。 4. 断水にて分岐する場合は、事前に担当者との協議をすること。 5. 分岐部は、防食及び防護等を施すこと。	5.6 分岐方法及び撤去方法  1. 分岐及び撤去は、適切な作業を行うことができる技能を有する者が施工を行うこと。 2. 分岐された給水管は、分岐管と直角に布設すること。 3. 給水管の分岐箇所は、他の取出口や継手の端から0.3m以上離れた位置に取り付けること。 4. 断水にて分岐する場合は、事前に担当者との協議をすること。 5. 分岐部は、防食及び防護等を施すこと。 6. 水道配水用ポリエチレン管の分岐部及び撤去部には、溶剤浸透防護スリーブで有機溶剤に対する防護を施すこと。	文言修正          文言追加







## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要																																																																									
現行92 改訂94	<p>4. 鋼管からの分岐 (Ø20~Ø25mm)</p>  <p>左図のように既設管を切離し、LAチーズ、LAアダプター及び、PPおねじ付ソケット各1個を使用して分岐することを原則とする。</p> <p>なお、既設鋼管の老朽が著しいものはSKX鋼管×ポリ管用異種ソケットを使用しポリエチレン管と接続後PPチーズにて分岐することとする。</p> <p>5. ポリエチレン管からの分岐 (Ø13~Ø25mm)</p> <p>PPチーズを使用すること。</p> <p>なお、一般用ポリエチレン管の場合は、下図のように一方を一般管用のPPおねじ付ソケットめねじ付ケット)、また他方を水道1種管用PPめねじ付ソケット (おねじ付ソケット)、また他方を水道1種管用PPめねじ付ソケット (おねじ付ソケット) と組合わせて使用する。</p>	<p>5. 鋼管からの分岐 (Ø20~Ø25mm)</p>  <p>左図のように既設管を切離し、LAチーズ、LAアダプター及び、PPおねじ付ソケット各1個を使用して分岐することを原則とする。</p> <p>なお、既設鋼管の老朽が著しいものはSKX鋼管×ポリ管用異種ソケットを使用しポリエチレン管と接続後PPチーズにて分岐することとする。</p> <p>6. ポリエチレン管からの分岐 (Ø13~Ø25mm)</p> <p>PPチーズを使用すること。</p> <p>なお、一般用ポリエチレン管の場合は、下図のように一方を一般管用のPPおねじ付ソケットめねじ付ケット)、また他方を水道1種管用PPめねじ付ソケット (おねじ付ソケット) と組み合わせて使用する。</p>	<p>連番修正</p> <p>文言修正</p>																																																																									
現行93 改訂95	<p>6. 取出し管Ø40mm以上の場合</p> <p>(1) 取出し管がØ40mm以上の場合には、割丁字管を使用すること。</p> <p>また、分岐される管の種類及び口径によって割丁字管も異なるので、取付時にはそれぞれ専用のものを使用すること。</p> <p>割丁字管の種類は以下のとおりである。</p> <p>1) 取出し管Ø50mm以下の場合(配水管等の管径がミリサイズ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本管管径 管 種</th> <th style="width: 15%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">Ø75~Ø200</th> <th style="width: 15%;">Ø250以上</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鑄 鉄 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>STCN</td> <td>STCDN</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-105</td> <td>TY-105</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>STSN</td> <td>—</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-105</td> <td>—</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塩 ビ 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>STVN</td> <td>—</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-105</td> <td>—</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> </tbody> </table>	本管管径 管 種	メーカー名	Ø75~Ø200	Ø250以上	備考	鑄 鉄 管	コスモ工機	STCN	STCDN	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン	鋼 管	コスモ工機	STSN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TY-105	—	SS型、全周パッキン	塩 ビ 管	コスモ工機	STVN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TY-105	—	SS型、全周パッキン	<p>7. 割丁字管による分岐</p> <p>(1) 本管の種類及び口径によって割丁字管も異なるので、取付時にはそれぞれ専用のものを使用すること。</p> <p>割丁字管の種類は以下のとおりである。</p> <p>1) 取出し管Ø50mm以下の場合(配水管等の管径がミリサイズ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本管管径 管 種</th> <th style="width: 15%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">Ø75~Ø200</th> <th style="width: 15%;">Ø250以上</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鑄 鉄 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>STCN</td> <td>STCDN</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-105</td> <td>TY-105</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>STSN</td> <td>—</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-105</td> <td>TY-105</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塩 ビ 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>STVN</td> <td>—</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-105</td> <td>—</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道配水用 ポリエチレン管</td> <td>コスモ工機</td> <td>※STPPN</td> <td>—</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>※TY-105</td> <td>—</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水道配水用ポリエチレン管の本管管径はφ75~φ150</p>	本管管径 管 種	メーカー名	Ø75~Ø200	Ø250以上	備考	鑄 鉄 管	コスモ工機	STCN	STCDN	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン	鋼 管	コスモ工機	STSN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン	塩 ビ 管	コスモ工機	STVN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TY-105	—	SS型、全周パッキン	水道配水用 ポリエチレン管	コスモ工機	※STPPN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	※TY-105	—	SS型、全周パッキン	<p>文言及び連番修正</p> <p>表の修正</p> <p>文言追加</p>
本管管径 管 種	メーカー名	Ø75~Ø200	Ø250以上	備考																																																																								
鑄 鉄 管	コスモ工機	STCN	STCDN	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																								
	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン																																																																								
鋼 管	コスモ工機	STSN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																								
	大成機工	TY-105	—	SS型、全周パッキン																																																																								
塩 ビ 管	コスモ工機	STVN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																								
	大成機工	TY-105	—	SS型、全周パッキン																																																																								
本管管径 管 種	メーカー名	Ø75~Ø200	Ø250以上	備考																																																																								
鑄 鉄 管	コスモ工機	STCN	STCDN	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																								
	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン																																																																								
鋼 管	コスモ工機	STSN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																								
	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン																																																																								
塩 ビ 管	コスモ工機	STVN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																								
	大成機工	TY-105	—	SS型、全周パッキン																																																																								
水道配水用 ポリエチレン管	コスモ工機	※STPPN	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																								
	大成機工	※TY-105	—	SS型、全周パッキン																																																																								

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要																																																																																																																																	
現行93 改訂95.96	<p>2) 取出し管φ50mm以下の場合(配水管等の管径がインチサイズ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本管管径 管 種</th> <th style="width: 15%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">φ3吋～φ8吋</th> <th style="width: 15%;">φ10吋以上</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鑄 鉄 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>STBN</td> <td>STCDN</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-105</td> <td>TY-105</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 取出し管φ75mm以上の場合(配水管等の管径がミリサイズ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本管管径 管 種</th> <th style="width: 15%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">φ75～φ200</th> <th style="width: 15%;">φ250以上</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鑄 鉄 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>BC-P</td> <td>BCD-P</td> <td>分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TN-65F</td> <td>TN-65F</td> <td>全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>BS-P</td> <td>—</td> <td>分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TN-65F</td> <td>—</td> <td>全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塩 ビ 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>BV-P</td> <td>—</td> <td>分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TN-65F</td> <td>—</td> <td>全周パッキン</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 取出し管φ75mm以上の場合(配水管等の管径がインチサイズ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本管管径 管 種</th> <th style="width: 15%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">φ3吋～φ8吋</th> <th style="width: 15%;">φ10吋以上</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鑄 鉄 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>BB-P</td> <td>BBD-P</td> <td>分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-65F</td> <td>TN-65F</td> <td>全周パッキン</td> </tr> </tbody> </table>	本管管径 管 種	メーカー名	φ3吋～φ8吋	φ10吋以上	備考	鑄 鉄 管	コスモ工機	STBN	STCDN	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン	本管管径 管 種	メーカー名	φ75～φ200	φ250以上	備考	鑄 鉄 管	コスモ工機	BC-P	BCD-P	分岐部パッキン	大成機工	TN-65F	TN-65F	全周パッキン	鋼 管	コスモ工機	BS-P	—	分岐部パッキン	大成機工	TN-65F	—	全周パッキン	塩 ビ 管	コスモ工機	BV-P	—	分岐部パッキン	大成機工	TN-65F	—	全周パッキン	本管管径 管 種	メーカー名	φ3吋～φ8吋	φ10吋以上	備考	鑄 鉄 管	コスモ工機	BB-P	BBD-P	分岐部パッキン	大成機工	TY-65F	TN-65F	全周パッキン	<p>2) 取出し管φ50mm以下の場合(配水管等の管径がインチサイズ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本管管径 管 種</th> <th style="width: 15%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">φ3インチ～ φ8インチ</th> <th style="width: 15%;">φ10インチ以上</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鑄 鉄 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>STBN</td> <td>STBDN</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TY-105</td> <td>TY-105</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 取出し管φ75mm以上の場合(配水管等の管径がミリサイズ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本管管径 管 種</th> <th style="width: 15%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">φ75～φ200</th> <th style="width: 15%;">φ250以上</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鑄 鉄 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>BC-P</td> <td>BCD-P</td> <td>分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TN-65F</td> <td>TN-65F</td> <td>全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>BS-P</td> <td>—</td> <td>分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TN-65F</td> <td>TN-65F</td> <td>全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塩 ビ 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>BV-P</td> <td>—</td> <td>分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TN-65F</td> <td>—</td> <td>全周パッキン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道配水用 ポリエチレン管</td> <td>コスモ工機</td> <td>MP</td> <td>—</td> <td>ST型バルブ付、分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>TN-01F</td> <td>—</td> <td>SS型、全周パッキン</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">※水道配水用ポリエチレン管の本管管径はφ100～φ150</p> <p>4) 取出し管φ75mm以上の場合(配水管等の管径がインチサイズ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本管管径 管 種</th> <th style="width: 15%;">メーカー名</th> <th style="width: 15%;">φ3インチ～ φ8インチ</th> <th style="width: 15%;">φ10インチ以上</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鑄 鉄 管</td> <td>コスモ工機</td> <td>BB-P</td> <td>BBD-P</td> <td>分岐部パッキン</td> </tr> <tr> <td>大成機工</td> <td>※TN-65F</td> <td>TN-65F</td> <td>全周パッキン</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">※大成機工の本管管径はφ4吋～8吋</p>	本管管径 管 種	メーカー名	φ3インチ～ φ8インチ	φ10インチ以上	備考	鑄 鉄 管	コスモ工機	STBN	STBDN	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン	本管管径 管 種	メーカー名	φ75～φ200	φ250以上	備考	鑄 鉄 管	コスモ工機	BC-P	BCD-P	分岐部パッキン	大成機工	TN-65F	TN-65F	全周パッキン	鋼 管	コスモ工機	BS-P	—	分岐部パッキン	大成機工	TN-65F	TN-65F	全周パッキン	塩 ビ 管	コスモ工機	BV-P	—	分岐部パッキン	大成機工	TN-65F	—	全周パッキン	水道配水用 ポリエチレン管	コスモ工機	MP	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン	大成機工	TN-01F	—	SS型、全周パッキン	本管管径 管 種	メーカー名	φ3インチ～ φ8インチ	φ10インチ以上	備考	鑄 鉄 管	コスモ工機	BB-P	BBD-P	分岐部パッキン	大成機工	※TN-65F	TN-65F	全周パッキン	<p>表の修正</p> <p>表の修正</p> <p>文言追加</p> <p>表の修正</p> <p>文言追加</p>
本管管径 管 種	メーカー名	φ3吋～φ8吋	φ10吋以上	備考																																																																																																																																
鑄 鉄 管	コスモ工機	STBN	STCDN	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン																																																																																																																																
本管管径 管 種	メーカー名	φ75～φ200	φ250以上	備考																																																																																																																																
鑄 鉄 管	コスモ工機	BC-P	BCD-P	分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TN-65F	TN-65F	全周パッキン																																																																																																																																
鋼 管	コスモ工機	BS-P	—	分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TN-65F	—	全周パッキン																																																																																																																																
塩 ビ 管	コスモ工機	BV-P	—	分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TN-65F	—	全周パッキン																																																																																																																																
本管管径 管 種	メーカー名	φ3吋～φ8吋	φ10吋以上	備考																																																																																																																																
鑄 鉄 管	コスモ工機	BB-P	BBD-P	分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TY-65F	TN-65F	全周パッキン																																																																																																																																
本管管径 管 種	メーカー名	φ3インチ～ φ8インチ	φ10インチ以上	備考																																																																																																																																
鑄 鉄 管	コスモ工機	STBN	STBDN	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TY-105	TY-105	SS型、全周パッキン																																																																																																																																
本管管径 管 種	メーカー名	φ75～φ200	φ250以上	備考																																																																																																																																
鑄 鉄 管	コスモ工機	BC-P	BCD-P	分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TN-65F	TN-65F	全周パッキン																																																																																																																																
鋼 管	コスモ工機	BS-P	—	分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TN-65F	TN-65F	全周パッキン																																																																																																																																
塩 ビ 管	コスモ工機	BV-P	—	分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TN-65F	—	全周パッキン																																																																																																																																
水道配水用 ポリエチレン管	コスモ工機	MP	—	ST型バルブ付、分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	TN-01F	—	SS型、全周パッキン																																																																																																																																
本管管径 管 種	メーカー名	φ3インチ～ φ8インチ	φ10インチ以上	備考																																																																																																																																
鑄 鉄 管	コスモ工機	BB-P	BBD-P	分岐部パッキン																																																																																																																																
	大成機工	※TN-65F	TN-65F	全周パッキン																																																																																																																																

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行97.98 改訂99.100	<p>5.10 メーター・メーター止水栓等及びメーター箱の設置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. メーターは水平に、メーター止水栓はスピンドルが垂直になるように取付け、メーター箱内に設置すること。</li> <li>2. メーターの流入側にメーター止水栓（ボール式）を取付け、メーターの流出側にはメーター直結逆止弁を組込んでポリエチレン管と接合し、伸縮管は止まるところまで押し縮めて取付けること。</li> <li>3. メーター箱は、コンクリート床では表面から5mm程度、土間では10mm程度上に出し、流水などが入りにくいようにすること。</li> <li>4. 屋外に設置するメーター箱は、地表面から10～30mm程度上に出して据付けること。 なお、敷地の整形が未完成でメーター箱を設置すると、整形後出すぎたり、埋没するおそれがあるので、事前に仕上がり高さを確認しておくこと。</li> <li>5. Ø50mm以上のメーターをボイラー室などの室内に設置するときは、壁面とフランジ側面との間隔を0.2m以上とすること。</li> <li>6. 寒冷期及び寒冷期に近い時期にメーターを取付ける場合で、一度通水した後、需要者の使用するまでに相当の期間をおくときは、凍結による破損防止のためメーター内の水を抜いておくこと。</li> <li>7. メーターは、メーター連絡票に記入されている番号を確認し設置すること。後日、水道料金徴収上、トラブルの原因となるので特に注意しなければならない。</li> </ol>	<p>5.10 メーター・メーター止水栓等及びメーター箱の設置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. メーターは水平に、メーター止水栓はスピンドルが垂直になるように取付け、メーター箱内に設置すること。</li> <li>2. メーターの流入側にメーター止水栓（ボール式）を取付け、メーターの流出側にはメーター直結逆止弁を組込んでポリエチレン管と接合し、伸縮管は止まるところまで押し縮めて取り付けること。</li> <li>3. メーター箱は、コンクリート床では表面から5mm程度、土間では10mm程度上に出し、流水などが入りにくいようにすること。</li> <li>4. 屋外に設置するメーター箱は、地表面から10～30mm程度上に出して据え付けること。 なお、敷地の整形が未完成でメーター箱を設置すると、整形後出すぎたり、埋没するおそれがあるので、事前に仕上がり高さを確認しておくこと。</li> <li>5. Ø50mm以上のメーターをボイラー室などの室内に設置するときは、壁面とフランジ側面との間隔を0.2m以上とすること。</li> <li>6. 寒冷期及び寒冷期に近い時期にメーターを取り付ける場合で、一度通水した後、需要者の使用するまでに相当の期間をおくときは、凍結による破損防止のためメーター内の水を抜いておくこと。</li> <li>7. メーターは、メーター連絡票に記入されている番号を確認し設置すること。後日、水道料金徴収上、トラブルの原因となるので特に注意しなければならない。</li> <li>8. <b>メーターを凍結するおそれのある構造の建物内やビット等に設置する場合は、凍結防止のため防寒の措置を講ずること。</b></li> </ol>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言追加</p>

## 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要
現行116 改訂118	<p>[解説]</p> <p>1. 給水立ち上がり管ごとの修繕または改造が考えられることから、給水立ち上がり管ごとに水抜きが可能な配管構造とすること。</p> <p>2. 給水主管内の空気を各戸では抜かず、立ち上がり管に排水用バルブを設置し、排気すること。</p>	<p>[解説]</p> <p>1. 給水立ち上がり管ごとの修繕又は改造が考えられることから、給水立ち上がり管ごとに水抜きが可能な配管構造とすること。</p> <p>2. 給水主管内の空気を各戸では抜かず、立ち上がり管に<b>吸排気弁等を設置すること。</b></p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p>
現行120 改訂122	<p>[解説]</p> <p>1. 既設配管の老朽化に起因して発生する出水不良、スケールの剥離（赤水）、漏水等が考えられることから、新設管とすることが望ましいが、既設配管を流用する場合には、下記の事項を実施、確認すること。</p> <p>(1) 既設配管の材質</p> <p>1) 第4章 4.6に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認すること。</p> <p>2) 第4章 4.6に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替えること。</p>	<p>[解説]</p> <p>1. 既設配管の老朽化に起因して発生する出水不良、スケールの剥離（赤水）、漏水等が考えられることから、新設管とすることが望ましいが、既設配管を流用する場合には、下記の事項を実施、確認すること。</p> <p>(1) 既設配管の材質</p> <p>1) 第4章 4.4「給水装置の構造及び材質の基準」及び4.6に適合した製品が<b>使用されていることを現場及び図面にて確認すること。</b></p> <p>2) 第4章 4.4「給水装置の構造及び材質の基準」及び4.6に適合した製品が<b>使用されていない場合は、同基準に適合した構造、給水管及び給水用具に取り替えること。</b></p>	<p>文言修正</p>
現行121 改訂123	<p>7.9 直結加圧装置設置基準</p> <p>7.9.1 直結加圧装置</p> <p>1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 (施行令第5条1項第3号)</p> <p>2. 原則として1建物1ユニットとすること。</p> <p>3. 供給する建物内に設置すること。</p>	<p>7.9 直結加圧装置設置基準</p> <p>7.9.1 直結加圧装置</p> <p>1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 (施行令第6条1項第3号)</p> <p>2. 原則として1建物1ユニットとすること。</p> <p>3. 供給する建物内に設置すること。</p>	<p>文言修正</p>
現行126 改訂128	<p>給水方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直結給水             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直結直圧方式</li> <li>— 直結加圧（増圧）方式</li> <li>— 直結直圧・直結加圧方式併用</li> </ul> </li> <li>— 受水槽方式</li> <li>— 直結直圧・受水槽方式併用</li> </ul>	<p>給水方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直結給水             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直結直圧方式</li> <li>— 直結加圧（増圧）方式</li> <li>— 直結直圧・直結加圧方式併用</li> </ul> </li> <li>— 受水槽方式</li> <li>— 直結<b>給水</b>・受水槽方式併用</li> </ul>	<p>文言修正</p>





# 新旧対照表

頁	現 行	改 訂	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>受付 第 号 年 月 日</p> <p>給水装置工事承認 排水設備工事等確認</p> <p>申請書</p> <p>小樽市公営企業管理者 水道局長 様</p> <p>表</p> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">審査</th> <th colspan="3">検査・精算</th> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>主査</td> <td>担当</td> <td>課長</td> <td>主査</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>サ ー ビ ス 課</p> </div> </div>	審査			検査・精算			課長	主査	担当	課長	主査	担当							<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>受付 第 号 年 月 日</p> <p>給水装置工事承認 排水設備工事等確認</p> <p>申請書</p> <p>小樽市公営企業管理者 水道局長 様</p> <p>表</p> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">審査</th> <th colspan="3">検査・精算</th> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>主査</td> <td>担当</td> <td>課長</td> <td>主査</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>サ ー ビ ス 課</p> </div> </div>	審査			検査・精算			課長	主査	担当	課長	主査	担当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
審査			検査・精算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
課長	主査	担当	課長	主査	担当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
審査			検査・精算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
課長	主査	担当	課長	主査	担当																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>申 住 所 TEL ー 申 事 業 者 住 所 印 フリガナ (自署の場合は不要)</p> <p>達 氏 名 印 (自署の場合は不要)</p> <p>者 氏 名 (自署の場合は不要)</p> <p>設置場所 小樽市 丁目 番 号 番地</p>	<p>申 住 所 TEL ー 申 事 業 者 住 所 印 フリガナ (自署の場合は不要)</p> <p>達 氏 名 印 (自署の場合は不要)</p> <p>者 氏 名 (自署の場合は不要)</p> <p>設置場所 小樽市 丁目 番 号 番地</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <tr> <th colspan="10">給 水 装 置 工 事 入 力 デ ー タ</th> <th colspan="10">排 水 設 備 工 事 入 力 デ ー タ</th> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>給水方式</td> <td></td> <td></td> <td>戸数</td> <td></td> <td></td> <td>排水系統</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配水系統</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>メーター口径</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排水の種類</td> <td>(1)専用栓</td> <td>(2)地下水</td> <td>(3)併用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水の種類</td> <td>(1)専用栓</td> <td>(2)消火栓</td> <td>(3)給水本・支管</td> <td>(4)共同管</td> <td>(5)臨時給水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排水の新設</td> <td>(1)排水</td> <td>(2)排水洗</td> <td>(3)水洗</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排水の改造</td> <td>(1)排水</td> <td>(2)排水洗</td> <td>(5)水洗</td> <td>(4)撤去</td> <td>(5)排一排水洗</td> <td>(6)水一排水洗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>加入金精算額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施工区分</td> <td>(1)水洗貸付</td> <td>(2)排水貸付</td> <td>(3)一時私</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計額</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>検査年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(0)新規 (1)変更( mm× )より</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(0)新規 (1)変更( mm× )より</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>精算年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>口径</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>精算額</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>審査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貸付額</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>検査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>交付年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>償還回数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納期年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納入年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	給 水 装 置 工 事 入 力 デ ー タ										排 水 設 備 工 事 入 力 デ ー タ										設置番号						給水方式			戸数			排水系統								配水系統						メーター口径						排水の種類	(1)専用栓	(2)地下水	(3)併用					給水の種類	(1)専用栓	(2)消火栓	(3)給水本・支管	(4)共同管	(5)臨時給水							排水の新設	(1)排水	(2)排水洗	(3)水洗					給水の種類												排水の改造	(1)排水	(2)排水洗	(5)水洗	(4)撤去	(5)排一排水洗	(6)水一排水洗		加入金						加入金精算額						施工区分	(1)水洗貸付	(2)排水貸付	(3)一時私					消費税相当額						消費税相当額						設計額			0	0	0			計						計						検査年月日								(0)新規 (1)変更( mm× )より						(0)新規 (1)変更( mm× )より						精算年月日								口径						口径						精算額			0	0	0			審査手数料						審査手数料						貸付額			0	0	0			検査手数料						検査手数料						交付年月日																				完了年月日																				償還回数								計						計														納期年月日						納期年月日														納入年月日						納入年月日														<table border="1"> <tr> <th colspan="10">給 水 装 置 工 事 入 力 デ ー タ</th> <th colspan="10">排 水 設 備 工 事 入 力 デ ー タ</th> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>給水方式</td> <td></td> <td></td> <td>戸数</td> <td></td> <td></td> <td>排水系統</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配水系統</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>メーター口径</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排水の種類</td> <td>(1)専用栓</td> <td>(2)地下水</td> <td>(3)併用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水の種類</td> <td>(1)専用栓</td> <td>(2)消火栓</td> <td>(3)給水本・支管</td> <td>(4)共同管</td> <td>(5)臨時給水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排水の新設</td> <td>(1)排水</td> <td>(2)排水洗</td> <td>(3)水洗</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水の種類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排水の改造</td> <td>(1)排水</td> <td>(2)排水洗</td> <td>(5)水洗</td> <td>(4)撤去</td> <td>(5)排一排水洗</td> <td>(6)水一排水洗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>加入金精算額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施工区分</td> <td>(1)水洗貸付</td> <td>(2)排水貸付</td> <td>(3)一時私</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計額</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>検査年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(0)新規 (1)変更( mm× )より</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(0)新規 (1)変更( mm× )より</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>精算年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>口径</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>精算額</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>審査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>貸付額</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>検査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>交付年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>完了年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>償還回数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納期年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>納入年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	給 水 装 置 工 事 入 力 デ ー タ										排 水 設 備 工 事 入 力 デ ー タ										設置番号						給水方式			戸数			排水系統								配水系統						メーター口径						排水の種類	(1)専用栓	(2)地下水	(3)併用					給水の種類	(1)専用栓	(2)消火栓	(3)給水本・支管	(4)共同管	(5)臨時給水							排水の新設	(1)排水	(2)排水洗	(3)水洗					給水の種類												排水の改造	(1)排水	(2)排水洗	(5)水洗	(4)撤去	(5)排一排水洗	(6)水一排水洗		加入金						加入金精算額						施工区分	(1)水洗貸付	(2)排水貸付	(3)一時私					消費税相当額						消費税相当額						設計額			0	0	0			計						計						検査年月日								(0)新規 (1)変更( mm× )より						(0)新規 (1)変更( mm× )より						精算年月日								口径						口径						精算額			0	0	0			審査手数料						審査手数料						貸付額			0	0	0			検査手数料						検査手数料						交付年月日																				完了年月日																				償還回数								計						計														納期年月日						納期年月日														納入年月日						納入年月日														<p>※加入金、審査手数料、検査手数料については、 小樽市水道事業給水条例が契約の内容となります。</p> <p>料金センター 予 算 精 算</p>	<p>※加入金、審査手数料、検査手数料については、 小樽市水道事業給水条例が契約の内容となります。</p> <p>料金センター 予 算 精 算</p>	<p>文言修正</p>
給 水 装 置 工 事 入 力 デ ー タ										排 水 設 備 工 事 入 力 デ ー タ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
設置番号						給水方式			戸数			排水系統																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
配水系統						メーター口径						排水の種類	(1)専用栓	(2)地下水	(3)併用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
給水の種類	(1)専用栓	(2)消火栓	(3)給水本・支管	(4)共同管	(5)臨時給水							排水の新設	(1)排水	(2)排水洗	(3)水洗																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
給水の種類												排水の改造	(1)排水	(2)排水洗	(5)水洗	(4)撤去	(5)排一排水洗	(6)水一排水洗																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
加入金						加入金精算額						施工区分	(1)水洗貸付	(2)排水貸付	(3)一時私																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
消費税相当額						消費税相当額						設計額			0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
計						計						検査年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(0)新規 (1)変更( mm× )より						(0)新規 (1)変更( mm× )より						精算年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
口径						口径						精算額			0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
審査手数料						審査手数料						貸付額			0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
検査手数料						検査手数料						交付年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
												完了年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
												償還回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計						計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
納期年月日						納期年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
納入年月日						納入年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
給 水 装 置 工 事 入 力 デ ー タ										排 水 設 備 工 事 入 力 デ ー タ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
設置番号						給水方式			戸数			排水系統																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
配水系統						メーター口径						排水の種類	(1)専用栓	(2)地下水	(3)併用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
給水の種類	(1)専用栓	(2)消火栓	(3)給水本・支管	(4)共同管	(5)臨時給水							排水の新設	(1)排水	(2)排水洗	(3)水洗																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
給水の種類												排水の改造	(1)排水	(2)排水洗	(5)水洗	(4)撤去	(5)排一排水洗	(6)水一排水洗																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
加入金						加入金精算額						施工区分	(1)水洗貸付	(2)排水貸付	(3)一時私																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
消費税相当額						消費税相当額						設計額			0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
計						計						検査年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(0)新規 (1)変更( mm× )より						(0)新規 (1)変更( mm× )より						精算年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
口径						口径						精算額			0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
審査手数料						審査手数料						貸付額			0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
検査手数料						検査手数料						交付年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
												完了年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
												償還回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計						計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
納期年月日						納期年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
納入年月日						納入年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

## 新旧対照表

頁	現 行						改 訂						摘 要
	割丁字管穿孔連絡票						割丁字管穿孔連絡票						文言修正
	工事店控						小樽市指定給水装置工事事業者控え						
	工 事 名						工 事 名						
	穿 孔 月 日	年 月 日	穿 孔 時 間	午前・午後	時	分から	穿 孔 月 日	年 月 日	穿 孔 時 間	午前・午後	時	分から	
	工 事 申 請 者	住所 氏名	穿 孔 箇 所	町	番地先	丁目	工 事 申 請 者	住所 氏名	穿 孔 箇 所	町	番地先	丁目	
	工事元請負会社		工事担当者				工事元請負会社		工事担当者				
	水道局担当課	課	担当	局担当者名			水道局担当課	課	担当	局担当者名			
	割丁字管の種類	製	型	穿孔担当者			割丁字管の種類	製	型	穿孔担当者			
	管種及び管径	本 管	CIP・DIP・(A、K、T-1、T-3、SⅡ、NS)・VP			管径 mm	管種及び管径	本 管	CIP・DIP・(A、K、T-1、T-3、SⅡ、NS)・VP			管径 mm	
		分 岐 管	DIP・(K、T-1、T-3、NS)・PP・SUS			管径 mm		分 岐 管	DIP・(K、T-1、T-3、NS)・PP・SUS			管径 mm	
	穿孔箇所の略図						穿孔箇所の略図						
	摘要(穿孔の状況・その他)						摘要(穿孔の状況・その他)						